



Title	集合債権譲渡担保における第三債務者の地位に関する類型的考察（1）
Author(s)	四ツ谷, 有喜; YOTSUYA, Yuki
Citation	北大法学論集, 49(5), 81-140
Issue Date	1999-01-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15800
Type	departmental bulletin paper
File Information	49(5)_p81-140.pdf



集合債権譲渡担保における第三債務者の地位に関する 類型的考察(一)

四ッ谷 有喜

目次

はじめに

第一章 集合債権譲渡担保概観

第一節 集合債権譲渡担保の現状

第二節 債権流動化との関係

1. 特償法について

2. 債権譲渡特例法について

第二章 アメリカにおける債権譲渡制度

第一節 UCC第九編制定の目的及び背景

第二節 UCC第九編における債権譲渡担保制度概観

1. 譲受人と第三者との関係

2. 譲受人とアカウント債務者との関係

第三節 譲受人の請求に対するアカウント債務者の対抗

1. Firstone 判決

2. affirmative claim に関する Gilmore の見解

3. アカウント債務者からの請求を認めた裁判例

4. 譲受人へのアカウント債務者からの請求を認めなかった事例

5. 裁判例の動向に対する評価とUCC九—三二八条一項一号の意味

第四節 小括—アメリカにおける債権譲渡制度の日本法への示唆

1. 債権譲渡担保契約締結の簡便性—対第三者対抗要件の具備方法及び対象債権の特定方法の簡易化

2. 集合債権譲渡担保とアカウント債務者との関係—その一 譲渡禁止特約の効力

3. 集合債権譲渡担保とアカウント債務者との関係—その二 アカウント債務者の保護

4. アカウント債務者の弁済に対する救済

5. 集合債権譲渡担保の制度設計のあり方—類型的考察の必要性

第三章 譲渡債権発生原因別にみる集合債権譲渡担保

第一節 譲渡債権発生原因が継続的売買契約である場合

1. 売掛金債権の担保化における実状と債権譲渡通知との関係

2. 売掛金債権の集合債権譲渡担保と破産法上の否認権との関係

3. 譲渡人債務不履行の場合の第三債務者からの抗弁の主張

4. 実態との関係でみた売掛債権の集合債権譲渡担保

5. 譲渡禁止特約との関係

(以上本号)

第二節 譲渡債権発生原因がリース契約及びクレジット契約である場合

1. 特償法に関する議論とリース債権及びクレジット債権について共通の状況
2. リース債権を譲渡目的債権とした場合の第三債務者
3. クレジット債権を譲渡目的債権とした場合の第三債務者

第三節 譲渡債権発生原因が診療契約である場合

第四節 譲渡債権発生原因が不動産賃貸借契約である場合

第四章 おわりに―まとめと今後の課題

はじめに

本稿は、主に集合債権譲渡担保について検討するものである。

集合債権譲渡担保は、「包括債権譲渡担保」または「流動債権譲渡担保」と称される場合もあり、「債務者が現在有し、将来有することあるべき多数の債権（債務者が第三債務者に対して有するもしくは有することあるべき多数の債権、あるいは、複数以上・多数の第三債務者に対して有するもしくは有することあるべき多数の債権）を、担保として債権者に譲渡するものである」⁽¹⁾。

集合債権譲渡担保は論じられた当初、債務者の経営内容が悪くなった場合に比較的多く用いられる担保手段であるとされて

⁽²⁾いた。しかし最近では、通常取引の担保として利用されるようになってきていることが指摘されている。⁽³⁾

更に、集合債権譲渡担保は、債務者が不動産等、担保目的物としてみるべき資産を持たない場合等において有用な担保手段であるといえ、これを担保として活用することが容易であれば、不動産等の担保目的物としてみるべき資産を持たない債務者が担保を提供し得ることから、このような債務者の金融の機会を拡大し得るといえる。このことは、債務者にとって有用であるばかりでなく、金融をなす側である債権者にとっても、債権回収の確実性を増大させることができるという点で有用であるといえる。また、集合債権譲渡担保の利点として、営業設備・商品等を担保目的物とする場合と比較して、営業継続に及ぼす影

響が少ないということも指摘されている。⁽⁴⁾更に、バブル以前は担保取得方法が不動産担保に偏りがちであったのに対し、バブル期には取引先に多額の融資を行うための担保方法として集合債権譲渡担保が大いに利用され、また、バブル崩壊後の不動産・株価等の大幅な下落による債務者の担保不足から債権者が集合債権譲渡担保を利用するという状況の変化が見られ、従来は不動産を目的物とする担保方法が主流であった分野において従来の担保のあり方に対する見直しが迫られた、という現象がある。加えて、従来は物的担保を欠くために融資が躊躇されていた領域に対して無担保融資が行われるようになってきているが、このような現象は、担保権取得自体が意味を失ったということを示すものではなく、むしろこのような領域において利用可能で適切な担保手段が欠如しているために、やむを得ず無担保で融資が行われているともいえ、このような状況に鑑みて担保手段を拡大し、多様化することが必要であるとの見解も見受けられるが、集合債権譲渡担保の利用促進はその一助となるといえよう。⁽⁵⁾

集合債権譲渡担保について以上のような利点及び社会的要請をあげ得るとして、これが民法四六六条以下の債権譲渡の方式を用いて行われることから、集合債権譲渡担保をめぐって、こ

れと民法上の債権譲渡との関係を中心に議論が展開されてきた。もともと、従来注目されてきたのは、集合債権譲渡担保の有効性と民法四六七条との関係、すなわち譲受人と譲渡人について利害関係を有する他の第三者との関係が議論の中心であったように思われる。この点、債権流動化の要請に応える形で平成四年六月五日に公布された「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」(以下「特債法」とする)において簡易な對抗要件具備方法が規定されたことから一定の債権について對抗問題に関する解決が図られてきており、また、平成一〇年六月一二日に公布された「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(以下「債権譲渡特例法」とする)によって、債権の種類を問わず法人のする債権譲渡について登記による新たな對抗要件制度が創設されるなどの解決が図られてきている。

これに対し、集合債権譲渡担保をめぐる従来までの議論においては譲渡当事者に議論の中心があったことから、第三債務者に関しては必ずしも注意が払われてこなかったのではないかと、と思われる。しかし、右に示した特別法の規定により對抗要件に関する問題点が解決されて債権が担保化あるいは流動化された場合、実際に譲受人に当該譲渡債権を弁済するのは第三債務者であり、今後、集合債権譲渡担保に関する考察を行う際には、

第三債務者をも視野に入れて議論がなされるべきではないかと思われる。

この点アメリカにおいては、債権譲渡担保を含む動産に関する担保取引を規律する制度として、アメリカ統一商法典（Uniform Commercial Code 以下UCCとする）第九編があり、このUCC第九編において債権譲渡担保と第三債務者（UCCにおいては「アカウント債務者」とされる）との関係が考慮されている。

そこで本稿においては、集合債権譲渡担保における第三債務者に関する問題点を中心に考察する。考察に際しては、第三債務者について一般的に議論するのではなく、債権発生原因である契約別に第三債務者を類型化して考察することとする。なぜなら、このような方法をとることによって各類型毎の第三債務者について相違点を見出すことができ、かつ、これらの相違点から、各類型毎に第三債務者が保護されるべき必要性及び範囲も異なるであろうことが明らかになると思われるからである。

このように、第三債務者を類型化し、各々について考察を加える利点は、二つある。第一は、各類型毎に第三債務者の地位及びこれを巡る状況が異なることを指摘し、各々について異なる対応をなすべき場合があること及び現実に第三債務者毎に異

なった保護がされている場合があることを指摘し、各類型毎における第三債務者保護の適切なあり方を検討し得るという点である。第二は、各類型毎に第三債務者の利益状況等が異なることを示し、かつ、集合債権を担保として取得しようとする債権者に対して当該担保権がどの程度の確実性を有するのかを示すことによつて、債権回収及び担保化における危険の分散に資することが可能となるといふ点である。

なお検討の順序としては、集合債権譲渡担保及びこれと関連性を有する債権流動化について概観し（第一章）、次いで第三債務者に関する規定を含むUCC第九編について触れ（第二章）、その後我国における集合債権譲渡担保に関して譲渡債権発生原因である基本契約毎に第三債務者を類型化し（第三章）、最後にまとめとして、類型化論と集合債権譲渡担保との関係及び今後の課題について述べることにする（第四章）。

（はじめに注）

（1）堀龍兒「集合債権譲渡担保の今日的課題」伊藤進教授還暦記念論文集『民法における「責任」の横断的考察』（第一法規出版・一九九七年）二四三頁。

（2）堀龍兒「集合債権譲渡担保契約書」作成上の留意点」

NBL二〇一号（一九八〇年）一四頁

(3) 堀・前掲（注1）二四四頁。

(4) 集合債権譲渡担保についてこのような利点を挙げるものとして、鳥谷部茂「将来債権の担保」『担保法の現代諸問題』別冊NBL一〇号（一九八三年）五八頁。

(5) 堀・前掲（注1）二四四頁。

(6) 沖野眞巳「取引のリスクと担保」ジュリスト一一二六号（一九九八年）一六四頁。

第一章 集合債権譲渡担保概観

第一節 集合債権譲渡担保の現状

集合債権譲渡担保の譲渡目的債権のうち主なものとしては、売掛債権・リース債権及びクレジット債権・診療報酬債権・賃料債権をあげることができる。⁽⁷⁾より具体的に利用形態をあげるとすれば、例えば、他に不動産等の担保目的物を持たない信販会社やリース会社又は消費者金融業者等に対して金融機関が金融をなす場合や、金融機関に担保取得を先んじられた商社等が⁽⁸⁾取引先に対する売掛金を担保取得する場合をあげることができ⁽⁹⁾よう。このような需要があるにもかかわらず、実行上の問題が

存在すること及び不動産担保等と比較して、きめ細かな管理が必要であることなどの理由から、集合債権譲渡担保は今なお⁽¹⁰⁾副次的な担保として評価されるに止まっているというのが現状である。例えば、包括的債権譲渡担保の取得・管理・実行に関するアンケートによれば、調査対象である総合商社六社すべてが包括債権譲渡担保に対する評価を副次的なものとして取扱っているか、または担保取得金額に含めないとしている。⁽¹¹⁾しかし、一部の専門商社及びメーカー等に対する集合債権譲渡担保の取得・管理に関するアンケートによれば、実際に集合債権譲渡担保を実行した一七社中一一社の推定譲受債権の回収割合が五〇%以上あり、かつ、一五社が集合債権譲渡担保を「やってみよう」と解答している。⁽¹²⁾これは実務の一端に過ぎないが、このような状況が窺い知れることから、集合債権譲渡担保は担保として有用であるといえ、また、これを副次的担保に止まらせないことも同じく有用であるといえよう。

このように、集合債権譲渡担保は、実務上副次的に位置づけられているものに行われており、これに関する裁判例も存在する。また、実際に集合債権譲渡担保を利用する際に生ずる問題点について、集合債権譲渡担保自体に関する裁判例が存在しない場合には、債権譲渡に関する裁判例がこれに対して影

響を及ぼす。そこで集合債権譲渡担保の現状を概観するために、これらの裁判例を中心に以下述べることにする。

集合債権譲渡担保契約においては、譲渡人が現在及び将来取得する債権を目的として債権譲渡担保契約が締結されることが通常である⁽¹³⁾。そこで、この将来発生する債権を目的とする債権譲渡契約が許容され得るか否かが問題となるが、この点は学説・判例いずれにおいても認められている⁽¹⁴⁾。更に将来発生する債権を譲渡担保とする場合に債権譲渡担保契約締結時における譲渡目的債権の発生可能性が問題となるが、これについては法律的可能性を要求するべきであるとする立場から、現在は、事実的可能性で足りるとする立場に移行しているといえる⁽¹⁵⁾。これらのことから、集合債権譲渡担保が認められる範囲は広いといえるが、無限定的なものについては、これを否定する裁判例が存在しており⁽¹⁶⁾、対象債権について何らかの特定が要求されているといえる。譲渡目的債権の特定が要求される理由は、このような無限定的な将来債権の譲渡担保には問題があるとされるからである。その問題点とはすなわち、第一に、担保権者（譲受人）と担保権設定者（譲渡人）との関係の問題として、「将来取得する債権のすべてを担保に供することを認めると、彼（担保権設定者「譲渡人」）の経済活動の自由を著しく阻害し、担保権

者への隷属を許す⁽¹⁷⁾」ことになるおそれがあるということであり、第二に、担保権設定者の一般債権者との関係で問題を生じる可能性が存在するということである。この第二の問題点を指摘する東京高判昭和五七年七月一日判タ四七九号九七頁は、担保権者（譲受人）が、債務者（譲渡人）の取得すべき全代金債権について随意選択して自己の債権の優先弁済に充当し得るという地位を何らの公示方法も伴わずにいつまでも保有することとは、債権者間の平等を著しく害することとなり到底容認できないと判示している。

これら二つの問題を回避するために、集合債権譲渡担保契約締結に際して、譲渡目的債権を何らかの形で特定することが要求されるが、この特定のための条件としては、期間、第三債務者及び当該債権の発生原因をあげることができる。

期間については、最判昭和五三年二月一日判時九一六号二五頁が、リーディングケースとされている。この判決において裁判所は、「将来生じるものであつても、それほど遠い将来のものでなければ特段の事情のない限り、現在すでに債権発生の原因が確定し、その発生を確実に予測しうるものであるから、始期と終期を特定してその権利の範囲を確定することによつて、これを有効に譲渡することができるというべきである」と判示

し、集合債権譲渡を認めた。そして、この判決の事案が債権譲渡契約締結から向こう一年間に発生する債権を目的とするものであったことから、向こう一年間に発生する債権を目的とする集合債権譲渡は許容される、という方向性が下級審裁判例で示されている⁽¹⁹⁾。更にこの判決は、集合債権譲渡担保に関する実務に対しても影響を及ぼしている。例えば、集合債権譲渡担保に関する実務上の留意点として、「担保権としての」確実性から言えば、最初の一年分に留めておくのが無難であろう⁽²⁰⁾との指摘があり、また、集合債権譲渡担保契約を実際に行っている企業ならびに金融機関においては、詳細は異なるものの、概ね次のように対応している。すなわち、集合債権譲渡担保契約及びその予約契約の締結時から、向こう二～三年がこのような契約に対する妥当な期間であるとし、かつ債権譲渡担保契約締結後一年ないし二年経過後は自動更新としてあえて期間を定めないとして対応し、かつこのような方法に則した社員教育を行っているのである⁽²¹⁾。

次に、第三債務者及び譲渡目的債権の発生原因による譲渡目的債権の特定については、「債務者（譲渡人）が現在有し将来有する一切の債権」という方法があり、この方法が特定性の要求を十分に満たすものであるとした下級審裁判例が存在する⁽²²⁾。

方で、「これではあまりにも包括的な譲渡であり債権者・債務者間の契約当事者でも、特定の合意はないと見るべき⁽²³⁾」であるとの指摘も存在する。なお、この特定性に関する最近の判決例としては、大阪高判平成八年一月二六日判時一五七〇号七〇頁がある。この事案の債権譲渡契約においては、第三債務者が「譲渡人の取引先一社」という方法で特定され、債権発生原因が「コタツ・羊毛・羽毛布団・暖卓台及びこれらのセットの売買取引に基づく商品売掛代金債権」という方法で特定されていた。大阪高裁は、このような方法を譲渡債権の特定方法として十分なものであると判示しており、このことは、集合債権譲渡担保契約における譲渡債権の特定方法がある程度明らかにしたものであると評価し得る。

以上のように、譲渡債権を特定し、譲渡人―譲受人間で合意した集合債権譲渡担保も、通常の債権譲渡と同様に第三債務者に対して確定日付をもってこれを通知するか、または当該債権譲渡について第三債務者の承諾を得なければ、他の第三者に対する対抗要件は具備されない。集合債権譲渡担保においては、第三債務者への通知が対抗要件具備方法として用いられる場合が多いが、この第三債務者への通知について、集合債権譲渡担保契約との関係で第一に重要であるのは、将来発生する債権に

ついてそれが未発生段階で債権譲渡の通知をなし得るかという点であり、これは有効になし得ると解されている。⁽²⁴⁾ 第二に、民法四六七条は、譲渡人が債権譲渡の通知をするよう定めており、従って、譲受人からこれをするには許されない。しかし、集合債権譲渡担保については、譲渡人から代理権を授与された譲受人が、譲渡人の代理人として第三債務者に対して債権譲渡を通知する場合があります。⁽²⁵⁾ 民法四六七条の文言にもかかわらずこのような方法による通知も判例及び学説において許容されている。⁽²⁶⁾

以上が、集合債権譲渡担保及びこれに関連すると思われる債権譲渡の現状の概略である。

第二節 債権流動化との関係

債権流動化は、集合債権譲渡担保と同様に債権譲渡という方式を用いた上で、これから一歩進めて譲渡目的債権そのものを原資として資金調達を行うおとするものであり、金融機関や事業会社が保有する多数の債権について、これらの債権が安定して回収されることを条件として債権譲渡の法的仕組を通じてこれらの債権を資本市場に結び付ける形で資金調達を行う方法である。⁽²⁷⁾ いいかえれば、当該債権を保有する金融機関及び事業会

社の信用力とは関係なく、当該債権のみを信用力の源泉として資金調達を行う方法であつて、⁽²⁸⁾ 具体的には、譲渡人である金融機関及び事業会社が保有する債権を特別目的会社（SPC ≡ Special Purpose Company）⁽²⁹⁾、信託会社及び組合等といったいわゆる特別目的機関（SPV ≡ Special Purpose Vehicle）に譲渡し、当該債権を担保として発行した証券を投資家に販売する等の方法で、資本市場から直接資金を調達するというものである。⁽³⁰⁾

債権流動化は、資産流動化方法の一つであり、また資産流動化の促進は世界的な趨勢であつてこのような動向は我国においても例外ではない。⁽³²⁾ そして、このような状況下において、債権流動化を促進する目的で特別法制定の動きが見られた。すなわち特償法及び債権譲渡特例法の立法である。ところで先に述べたように、債権流動化は債権譲渡を用いて運用されること及び譲渡債権を担保として証券を発行することから、集合債権譲渡担保と類似の特徴を有しており、共通の問題点も存在する。詳細については第三章の類型化の部分に譲るとして、ここではその概略を特償法、債権譲渡特例法の順に見ていくこととする。

1. 特償法について

特償法は、リース債権及びクレジット債権のうち同法が定める「特定債権」⁽³³⁾とリース物品⁽³⁴⁾（これらの特償法上「特定物品」

という)をあわせた「特定債権等」を適用対象とする。その立法目的は、「特定債権等に係る譲渡及び譲受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権の販売の事業を営む者について許可その他の必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資家の保護を図ること」である(特債法一条)。すなわち特債法は、特定債権等を原資とする債権流動化を促進するために立法されたという性格と、債権流動化が譲渡債権を原資として証券を発行するという方法を採用することから、これを購入する投資家を保護するという性格を併せ持った法律であるといえる。

特債法に基づいた債権流動化の仕組は、「譲渡方式」「組合方式」「信託方式」の三つである。⁽³⁵⁾このうち「譲渡方式」及び「組合方式」は今後特定債権に関する債権流動化を実施する際に主流となるものとされている。⁽³⁶⁾これら三つの仕組いずれにおいても、特定債権は譲渡によって特定債権を保有するリース会社及びクレジット会社(特債法上「特定事業者」とされる)から、「譲渡方式」であれば債権譲渡業者に、「組合方式」であれば組合に、「信託方式」であれば信託会社に移転することになるのであり、これら特定債権譲渡会社等に対する特定債権の

譲渡は、対抗要件の具備を義務づけられている(特債法五条)。このような義務づけがされていることは、民法四六七条が単に対抗要件の内容及び効果について規定するに止るのとは対照的である。⁽³⁷⁾この特債法五条は、流動化の原資となる特定債権の譲渡を譲渡人である特定事業者の一般債権者及び破産管財人といった第三者に対抗し得るものとするという意図の現れであり、⁽³⁸⁾特定債権を原資として販売される小口債権の安全性を確保することによって投資家の保護を図るといふ必要性に基づくものであるといえる。

このように特債法は、特定債権の譲渡について対抗要件具備を義務づける一方で、この場合の対抗要件について「みなし対抗要件としての公告の制度」を設けている(特債法七条)。この「みなし対抗要件としての公告」とは、「国内において時事に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙に掲載」する形で行われ(施行規則六条)、この公告がされると、「当該特定債権の債務者に対して民法四六七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみな」される(特債法七条二項)。このように、特債法は民法四六七条に比べて簡便な方法による対抗要件具備を認めるが、このような方法を採用することによって第三債務者にとっては二重払いの危険を負う可能性が高まる

ことになる。そこでこの危険を特定債権の第三債務者が負うことを防ぐために、特債法九条は、第三債務者は通常特定債権が譲渡されていない場合と同様に特定事業者に對して弁済すれば足りる旨規定している（この特債法九条に関しては第三章第二節で詳しく述べることにする）。

以上が特債法の大まかな構造である。

2. 債権譲渡特例法について

債権譲渡特例法⁽⁴⁰⁾は、「法人の債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者對抗要件等に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな對抗要件制度を創設するなどの措置を講ずる立法を行う」ものであつて債権譲渡担保をもその適用範囲に含んでいる⁽⁴¹⁾。具体的には、「(1) 法人が金銭債権を譲渡した場合には、法務局に債権譲渡登記をすることによつて、債務者以外の第三者に對する對抗要件が具備したことを認めること（債権譲渡特例法二条一項）(2) 債務者を保護するため、債務者の二重弁済の危険や抗弁切断の危険を防止するための手当を行うこと（同法同条二項）(3) 登記申請や公示の方法等新たな債権譲渡登記制度に関する規定を設けること」（同条五条以下）を規定するものである⁽⁴²⁾（ただし、法人の金銭債権等の譲渡につき、必ずしもこの特例法による対

抗要件を具備しなければならないのではなく、民法の規定による對抗要件具備を選択することも可能であるとされている⁽⁴³⁾）。

民法改正ではなく特別法を制定した背景には債権流動化推進の動きがあり、かつ、適用対象が法人による債権譲渡であることから、債権譲渡特例法は、「取引社会の一部の範囲の経済的需要に應えるべく適用範囲を限定しており、しかも、実体規定⁽⁴⁴⁾だけでなく登記に関する手続規定をも置くもの」であるとされ

る。第三債務者の保護については、第一に債権譲渡特例法二条二項が「前項に規定する登記（以下『債権譲渡登記』という）がされた場合において、当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に八条二項に規定する登記事項証明書を公布して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、当該債務者についても、前項と同様とする」と規定している。ちなみに同法八条二項は、「譲渡に係る債権の譲渡人若しくは譲受人又は当該債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるものは、登記官に對し、当該債権の譲渡について、債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下『登記事項証明書』という。）の交付を請求することができる」と規定しており、同法二条二項の「前項

と同様とする」の意味は、当該登記の日付をもって民法四六七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなすということである。ゆえに、第三債務者に対して当該債権譲渡の通知がされていないか、または第三債務者が当該債権譲渡を承諾していない限り、第三債務者は、自己の債務を従来の債権者に支払えば足りるのである。第三債務者の保護の第二は、債権譲渡特例法二条三項が、「前項の場合においては、民法四百六十八条第二項の規定は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する。この場合においては、当該債権の債務者は、同項に規定する通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができる」と規定しており、同項の趣旨が、「債務者が従来の債権者に対して有していた相殺の抗弁権等が、債務者の知らないうちに切断され、新債権者に主張できなくなる事態を防止する」ことにあるという点である。⁴⁵⁾

第三債務者保護の第三は、債権譲渡特例法八条二項により、債権譲渡登記に記載されている情報のうち個別の債務者情報を含めた情報の開示の請求権者を利害関係人に限定している点である。⁴⁶⁾ なお、実際に生じていない債権や既に消滅した債権について債権譲渡登記がされることにより、これが悪用されるおそれがある点については、債権譲渡登記の効果は債務者以外の第三

者に対して民法上の確定日付のある証書による通知があったものとみなされるのであり、この登記によって債権の存在及び譲渡の真正が証明されるものではないが、債権譲渡登記の制度が新しい制度であることから、「登記事項証明書が事実上の（債権の）成立や存続を公的に証明するものであると誤解され、又はそのようなものとして悪用される」可能性が認識されている。⁴⁷⁾

なお、債権譲渡特例法と特債法との関係については、債権譲渡特例法が二条において、適用範囲を「法人が債権を譲渡した場合」としていることから、この要件を満たす限りにおいて、特債法の対象となる債権も債権譲渡特例法の対象となるといえる。⁴⁸⁾ そして、「同一債権が二重譲渡され、対抗要件として債権譲渡登記と特定債権法に基づく公告とが競合した場合には、登記がされた時点と公告がされた時点の先後によって優劣関係が決定されることになるものと解される」。⁴⁹⁾

債権譲渡特例法と債権譲渡禁止特約との関係については、「流動化に伴うリスクの問題として考えられるべき事項」とされており、このことについて、債権譲渡特例法は何ら規定を設けておらず、従って、現行の民法規定及びその解釈がそのまま適用されるのであり、⁵⁰⁾ 将来債権の譲渡に関する取扱いについて

もこのことに関する判例・学説の動向が未だ流動的である、との見地から債権譲渡特例法はこれについても規定を設けていない⁽⁹⁾。

以上が債権譲渡特例法の概略である。

（第一章注）

- （7）岩城謙二「担保に関するアンケートの分析結果」『担保法の現代的諸問題』別冊NBL一〇号（一九八三年）五頁によれば、この他に備船料、電算機の料金を担保目的債権としたものが各一例ずつ見られるということである。また、債権の譲渡担保という枠組で捉えた場合、集合債権譲渡担保の譲渡対象としてあげたもののほか、目的債権としては、手形、小切手、株券、工事請負代金、敷金・保証金返還請求権、電話加入権、ゴルフ会員権及び保険金請求権等をあげることができる（鳥谷部茂「債権の譲渡担保・その他の担保方法」米倉明他編『金融担保法講座Ⅲ非典型担保』（筑摩書房・一九八六年）一〇一頁）。
- （8）池辺吉博他「座談会・集合債権譲渡担保の実務的検討（上）」Credit & Law 八八号（一九九七年）一〇頁。
- （9）池辺他・前掲（注8）七頁以下。
- （10）池辺他・前掲（注8）八頁。
- （11）池辺吉博「包括債権譲渡担保と商社実務―担保取得・

管理・実行をめぐる各社比較―」Credit & Law 八二号（一九九六年）二六頁。

- （12）池辺吉博他「座談会・集合債権譲渡担保の実務的検討（下）」Credit & Law 八九号（一九九七年）一一頁。これによれば、このアンケート調査は、専門商社及びメーカー等で組織している「SK会」（債権管理担当者連絡会）事務局・（社）商事法務研究会内）において行われたものである。

（13）堀・前掲（注1）二五〇頁によれば、集合債権譲渡担保に将来債権を含む場合として、以下の三つの場合があるとされる。

- 「（一）担保対象債権の第三債務者、内容が特定できず、ただし、債務者が将来有することあるべき売掛金債権等の一切の債権とする、いわゆる包括的な債権を対象とするパターン
- （二）担保対象債権の第三債務者は特定できるが、債務者が第三債務者に対して将来有することあるべき売掛金債権等の一切の債権として、債権の内容は特定できないパターン
- （三）担保対象債権の第三債務者が特定できず、債権の発生につき基本的な契約がある等の法律的なベースがあるが、債権発生が確実とみられる事実上のベースがあるというパターン」

- (14) 我妻栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(有斐閣・一九六四年)五二七頁、西村信雄編『注釈民法(Ⅱ)(旧版)』(明石三郎執筆分)(有斐閣・一九六五年)三七五頁。この点につき認める判例として古くは、大判昭和九年二月二八日民集一三卷一三三号(二六一頁)。
- (15) 例えば、高木多喜男「集合債権譲渡担保の有効性と對抗要件(上)」NBL一三四号(一九八一年)九頁。
- (16) 事案については後掲(注18)参照。
- (17) 角紀代恵「流動債権譲渡担保をめぐる混迷」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』NBL三一三三号(一九九五年)二〇三頁。
- (18) 事案は、担保権者である金融業者が債務者に対して継続して営業資金を融資していたが、この貸付にあたり幾通りもの回収方法(売掛金の集合債権譲渡を通知するための書類のほか、小切手用紙、債務者会社代表者個人所有の不動産に根拠当権を設定する為の必要書類、及び強制執行に備えての必要書類等)を予定しそのために多種多様な必要書類を債務会社から取得していたというものである。
- (19) また、この「向こう一年間」という期間制限は、将来発生すべき債権に対する差押えに関する実務に対しても影響を及ぼしている。例えば、将来発生すべき診療報酬債権に対する差押の有効性が問題となった札幌高判昭和六〇年一〇月一六日判タ五八六号八二頁は、「将来の診療報酬等の債権については、その性質上、特段の事情のない限り、その発生を確実に予測し得るものとして差押命令の時点から将来の一年分に限り、差押の対象とすることができ、これを超える分については差押の対象とすることができないと介するのが相当である」と判示している。
- (20) 高木多喜男「将来の診療報酬債権の譲渡性」同『金融取引の法理』第三卷(成文堂・一九九七年)六三六頁。
- (21) 池辺他・前掲(注12)一一二頁。
- (22) 大阪地判昭和五六年一月三〇日判時一〇四八号二二八頁。
- (23) 堀龍兒「民法判例レビュー 担保」判タ九三三三号(一九九七年)六三頁。
- (24) 奥田昌道『債権総論(増補版)』(悠々社・一九九三年)四二七頁。
- (25) このような方法によって第三債務者に対して債権譲渡通知がされた事案としては、東京地判昭和六〇年一〇月二二日判時一二〇七号七八頁及び譲渡債権の特定性の部分で先に示した大阪高裁平成八年判決など。
- (26) 西村信雄編・前掲書(注14)三三三頁。同旨の判決として、古くは大判昭和五年一〇月一〇日民集九卷九四八頁。
- (27) 佐藤正謙「金融資産の証券化に伴う実務上の問題点対抗要件の具備とサービサー倒産に伴うリスクの観点から」

- 新堂幸司・佐藤正謙編著『金融取引最先端』（商事法務研究会・一九九六年）七五頁及び債権譲渡法制研究会「債権譲渡法制研究会報告書」NBL六一六号（一九九七年）三一頁。
- (28) 櫻井英喜「資産流動化に際してのサービサー・リスクおよびその回避手段に関する一考察」資産流動化研究三〇号（資産流動化研究所・一九九七年）一一八頁。
- (29) その組成形態についての詳細は、佐粧朋子「資産担保型証券の発行会社（SPC）の組成形態」資産流動化研究第三号（日本資産流動化研究所・一九九七年）一三七頁参照。
- (30) 債権譲渡法制研究会・前掲（注27）三一頁。
- (31) 資産流動化とは「自己の有する資産（動産、不動産、債権等）またはその資産にかかる権利等を直接または間接に販売して、その資産の有する価値を現実の金銭として体化させるもの」である（資産流動化研究会編『Q&A 特定債権法』（商事法務研究会・一九九四年）八頁）。
- (32) 神田秀樹「リース・クレジット債権の証券化をめぐるて」JICPAジャーナル四四七号（一九九二年）一八頁。
- (33) 定義については、特債法二条一項参照。
- (34) リース物品について、片岡義広「リース・クレジット債権流動化の諸問題」JICPAジャーナル四七八号（一九九五年）五五頁。
- (35) 資産流動化研究会編・前掲書（注31）一〇頁以下。これら三方式の仕組に関しての詳細は、巻之内茂「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」その概説とスキーム上の諸問題」月間債権管理五七号（一九九二年）八頁参照。
- (36) 田中幸弘「金融機関の『小口債権』担当者のために特定債権流動化法入門（上）——リース債権・クレジット債権による小口債権の基礎知識」手形研究五〇〇号（一九九四年）一九頁。なお、「資産流動化による資金調達の実績」（通産省産業取引信用室調べ（一九九八年一月二〇日現在、日本資産流動化研究所ホームページ <http://www.sfp.jp> で参照可能である））によれば、平成五年度から平成八年度までに資産流動化のために調達された資金の総額は、二兆六一四五億円であり、これらの調達資金を流動化するために利用された仕組の内訳は、信託方式六二・六％、譲渡方式三一・八％、組合方式一・一％であり、平成八年度の実施企業は五五企業に上っている。
- (37) 同様のことを指摘するものとして、田中幸弘「特定債権法をめぐる最近の民法関係の問題——第三者対抗要件の枠組みの問題を中心として」資産流動化研究一号（日本資産流動化研究所・一九九五年）九二頁。
- (38) 債権流動化研究会・前掲（注27）三一頁。
- (39) 田中幸弘「金融機関の『小口債権』担当者の特

定債権流動化法入門(下)―リリース・クレジット債権による小口債権の基礎知識―(手形研究五〇一号(一九九五年)三〇頁。ただし、このように對抗要件の具備が義務づけられるのは当該流動債権に対する投資家が一般投資家である場合であって、投資家が資本五億円以上の株式会社及び金融機関その他通産省令で定める特定投資者のみである場合については特債法六八条により對抗要件具備義務に関する適用除外がされている(施行令一一一条及び施行規則二三条参照)。なお現在のところ小口債権の販売単位は通達で五〇〇万円以上(一〇〇〇万円単位)とされているから、現段階においては一般消費者がこの商品を購入する可能性はほとんどないといわれている(片岡義広「特定債権法における『みなし對抗要件』規定と民法四六七条」ジュリスト一〇四〇号(一九九四年)二二頁)。

(40) 債権譲渡特例法の立法について関連性を有するものとして、債権譲渡法制研究会・前掲(注27)、池田真朗「債権流動化と債権譲渡の對抗要件(上)(下)―包括的特別法の立法試案」NBL五八五号(一九九六年)六頁、NBL五八六号(一九九六年)二五頁及び同「債権流動化と包括的特別法の立法提言(上)(下)―債権譲渡法制研究会報告書をめぐって」NBL六一九号(一九九七年)六頁・NBL六二〇号(一九九七年)一八頁参照。

なお、債権譲渡法制研究会は、池田真朗教授、角紀代恵教授他のメンバーで構成され、平成七年六月から平成九年四月までの二年間にわたって開催されたものである(債権譲渡法制研究会・前掲(注27))。

(41) 法務省民事局参事官室・第四課編「Q&A 債権譲渡特例法」(商事法務研究会・一九九八年)一頁。

(42) 法務省民事局参事室・四課編・前掲書(注41)六頁。

(43) 法務省民事局参事室・四課編・前掲書(注41)二頁。

(44) 法務省民事局参事室・四課編・前掲書(注41)一七頁。

(45) 法務省民事局参事室・四課編・前掲書(注41)一八頁。

(46) 法務省民事局参事室・四課編・前掲書(注41)一八頁。

(47) 法務省民事局参事室・四課編・前掲書(注41)一九頁。

(48) 法務省民事局参事室・四課編・前掲書(注41)二二頁。

(49) 法務省民事局参事室・四課編・前掲書(注41)二二頁。

(50) 法務省民事局参事室・四課編・前掲書(注41)二九頁。

(51) 法務省民事局参事室・四課編・前掲書(注41)三〇頁。

第二章 アメリカにおける債権譲渡制度

特債法及び債権譲渡特例法立法化に際して、各国の債権譲渡に関する法制度が紹介されてきた。⁵²⁾例えば、債権譲渡法制研究

会の報告書において紹介されているのは、イギリス、ドイツ、フランス及びアメリカについてである。

これらのうちイギリスにおいては、資産流動化及び債権譲渡のための特別法は存在せず、資産流動化がエクイティ上の譲渡によって行われており、このエクイティ上の譲渡については、

「債務者への通知がなくても譲渡人の債権者との関係では譲受人は譲渡を主張できるが、それが制定法上の譲渡ではなくエクイティ上の譲渡にとどまる場合には、その後善意有償取得者が出現した時は、通知を経ない」と最初の譲受人はエクイティ上の権利取得を右の第二譲受人に対抗することができない」とされ、譲渡人が実際の証券化において通知を経ないなど不完全な譲渡をなすことよって問題を引起す可能性があるものの、譲渡人がそのような悪意を持って行動するおそれはないとの前提に立って流動化が行われており、また、「将来債権の譲渡については、エクイティ上の譲渡としては可能であり、債務者が特定しない将来債権の譲渡も可能である」とされる⁽⁵³⁾。しかし他方で、債権譲渡担保は、ほとんど行われていないとされる⁽⁵⁴⁾。

次に、ドイツにおいても資産流動化のための特別法は存在せず、今後もそのような法的手当を行う動きは見られない。しかし、このことからドイツにおいては資産流動化が普及していな

いと判断されるべきではない。むしろドイツ民法の規定の性格上、特別な法的手当をせずとも資産流動化及び債権の担保化が可能なのであって、実際にドイツにおいては譲渡担保の形式を用いた資産流動化及び債権の担保化が行われているようである⁽⁵⁵⁾。これら二つの国とは異なり、債権の担保化及び流動化に資するための特別法を整備しているのが、アメリカ及びフランスである。すなわち、アメリカにおいてはUCC第九編が、フランスにおいてはダイイ法⁽⁵⁶⁾が存在する。ダイイ法は、商人のほか、農業、手工業、自由業を営む職業人を適用対象とし「その職業遂行のために金融機関 (établissement de crédit) から貸付けを受けるにあたり、その職業人が職業上の取引に基づいて他の職業人または公法上の法人 (personne morale de droit publique) に対して有する複数の債権を一括して金融機関に譲渡又は質入する方式」を採用しており⁽⁵⁷⁾、従って一般的網羅的な規定ではなく、適用対象とされる者及び債権について制限を加えている法律であるといえる。

他方UCC第九編は、「担保付取引 (secured transaction)」に関する規定である。本来UCC第九編は、動産に関する担保権 (security interest in personal property) を適用対象とするものであるが、アカウント (account) 及び動産抵当証券 (chattel

mortgage) については、これらを担保目的物とする場合のみならず、譲渡する場合をも適用対象としており、さらに現在、適用対象を金銭債権一般の売買にまで広げるべく改訂作業が進行中である。⁽⁵⁹⁾

以上に見たような債権譲渡担保及び債権流動化に関する諸外国の取扱い及び諸制度のうち、適用範囲が最も広範であることから、本稿においてはUCC第九編を取扱うこととし、本章でその内容について概観することとする。

第一節 UCC第九編制定の目的及び背景

先に触れたとおり、アメリカにおける債権譲渡担保に関する一般法は、UCC第九編の規定である。

UCC第九編が制定された最大の目的は、人的財産 (Personal property) を担保目的物とする担保取引の分野における長期間にわたる「実務上の」分裂を終息させることであり、そしてもう一つの制定目的は、「現在の社会においては、担保権の効力を強化して信用供与を容易にすものとする方が、より効率的である」との認識に基づいて、非常に多くの現代の担保金融取引をより少ないコストでより大きな確実性をもって進められるような単純かつ統一性のあるシステムを構築することである。⁽⁶²⁾

そして、このような単純かつ統一性のあるシステム構築の為にUCCは、多様な方式により運用されてきた既存の担保取引を適用対象とすることのみならず、新たに発現する方式による担保金融取引をも適用対象とすることを目的としている。⁽⁶³⁾

ところで、この「UCC制定以前に存在した人的財産を目的物とする担保取引分野における、長期間にわたる（実務上の）分裂」とはどのようなものであり、その原因はどこに存在したのであろうか。ここで簡単に触れてみたいと思う。

UCC制定以前から存在する、人的財産を担保目的物とする担保取引の形態としては、動産質、動産抵当、所有権留保売買、トラストレシート (Trust receipt)、ファクターのリーエン (Factor's Lien)⁽⁶⁴⁾ 及び売買代金譲渡等をあげることができる。⁽⁶⁶⁾ これらの取引形態は、人的財産を担保目的物とする担保取引に対する実務の要請に応える形で暫時法制化されていったものである。このようにアメリカにおける動産担保制度が多様化した主な原因としては、次のようなものをあげることができる。⁽⁶⁷⁾ 第一に、経済発展及び経済過程の複雑化によって、「価値を有する動産すべての担保化という要請」が生じたことであり、第二に、コモン・ローの伝統が非占有担保制度を好まずこれに対して厳格な要件を課したが、このコモン・ロー上の厳格な要件を回避す

るために、実務において様々な方策が講じられたことであつて、第三に、当事者、特に担保権者である金融会社が、実際の要求に応じて各種の担保制度を考案し得る柔軟性を有していたといふことである⁽⁶⁸⁾。以上のような動産担保制度の多様化の原因は担保化への積極的な要請であるが、加えて、周知のとおりアメリカにおいては各州毎の州法の規定に従うのが一般であり、かつ、考案された種々の動産担保制度は多くの州で採用されるような統一法の形をとるまでには至らず、先にあげた取引形態の各々に対して各州毎に異なる取扱いの州法が存在していたのであり⁽⁶⁹⁾、また、個々の制度が他の制度に従った担保方法を意識せずに構築されていたために、優先順位及び登録方法などについて混乱を生じるに至つた。

UCC制定以前における動産担保制度を巡る右のような状況は、人的財産を担保目的物とする担保制度を利用して金融取引をしようとする当事者の契約コストを増大させたことはもちろん、担保目的物とされた人的財産について利害関係を有する第三者（例えば当該譲渡債権に対する譲渡人の差押債権者及び当該譲渡債権の全部または一部の他の譲受人）の権利をも不透明なものとした⁽⁷⁰⁾。しかし他方で、このような状況にあつてもなおこれらの人的財産を担保目的物とする担保取引の促進に対する

実務の要請は弱まりを見せることはなかつた。更に、第二次世界大戦中における政府の調達契約に伴う金融の要請が大きな刺激となり、政府が長い間保持してきたこれまでの態度を改め、動産担保取引に親和的な態度を示し始めた⁽⁷¹⁾。こうしてUCC第九編が制定される素地が形成されたのである。

UCC第九編制定以前は、ファクタリング及びトラストレシートといった二、三の例外を除き、担保付金融は財務状況が危機的である者が金融を受ける手段と認識されていたが、UCC第九編の制定によつて、融資を受ける際の第一手段として多数のかつ多種多様な企業が債権の担保化に依存するケースが劇的に増大したのである⁽⁷²⁾。

UCC第九編は、フランス法の影響を受けるルイジアナ州を除いた五二の法域において採用されている。ただし、UCCは複数回にわたつて改訂作業が行われており⁽⁷³⁾、これらの改訂のうち比較的大きなものである一九七二年版UCCを採用している州は、前記五二州のうち二八州に止まる。すなわち、採択状況について大まかに分けても一九六二年版UCCを採用する州と一九七二年版UCCを採用する州が存在し、また、統一法が制定されてこれが各州において採択される際、州毎に修正を加えることは望ましくないとされているにもかかわらず、UCCは

各州で修正が加えられており、「州間の法律のバラツキが多い」と評価され得る。⁽⁶⁾従って、UCC第九編は動産取引に関して各州が州法を規定しようとする際の「モデル規定を提供するもの」に過ぎない⁽⁷⁾ということに注意を要するといえよう。

第二節 UCC第九編における債権譲渡担保制度概観

次に、本稿が集合債権譲渡担保に関する考察であることから、UCC第九編における集合債権譲渡担保についてここで概観する。集合債権譲渡担保は、UCC第九編のアカウント及び動産⁽⁸⁾抵当証券に関する規定に従う。このアカウント(account)とは、「物品の販売、リースまたは提供された役割に関する権利であって、証券もしくは動産⁽⁹⁾抵当証券に表象されていないものをいい、それが履行によつて得られているものであるか否かを問わない」と定義され(UCC九一〇六条)、アカウントの債務者すなわちアカウントについて義務を負う者は、日本法にいう債権譲渡における債務者及び債権譲渡担保における第三債務者と同義であるといえるが、これは動産⁽¹⁰⁾抵当証券及び無形財産について義務を負う者とともに、「アカウント債務者」と総称されている(九一〇五条一項一号)。

先に述べたとおり、一部の場合を除いて、アカウント及び動

産⁽¹¹⁾抵当証券についてはこれらを担保目的物とする場合のみならず、売買の目的物とする場合にもUCC第九編の適用対象となるが、UCCがこのように規定する理由は、簡略化すれば次のようなものである。すなわち、實際上アカウント及び動産⁽¹²⁾抵当証券に関する取引があつた場合に、当該取引が売買を目的とするものであるか、担保を目的とするものであるかは判別しにくい⁽⁸⁰⁾。他方でUCC第九編の制定目的が、より少ないコストで人的財産を担保目的物とする担保取引の分野を確実性を伴う形で規律することであることは先に述べたとおりであり、これらアカウント及び動産⁽¹³⁾抵当証券に関する取引については一括してUCC第九編の適用対象とすることで、譲渡人—譲受人間の当該取引が売買であるかそれとも担保であるかを区別する為に必要とされるであろうコストを減じたのである。また、アカウント及び動産⁽¹⁴⁾抵当証券がこのような取扱いを受けることから、関係当事者についても、一括して譲渡人(assignor)、譲受人(assignee)及びアカウント債務者(account debtor)という用語が用いられている。以下本稿においてもUCCの記述については基本的にこの用語法に従うものとする。

アカウントの担保化についてのUCCの制度設計は簡略化すれば、譲受人が第三者に対抗するための方法と、譲受人とアカ

ウント債務者との関係とを分離して規定しているといえる。すなわち、第三者對抗要件具備については、一部の例外を除いて登録制度による登録の先後関係によって決着がつけられるという方式を採用しているが、このことは別に、譲受人とアカウント債務者との関係については、アカウント債務者を保護する規定が設けられている（UCC九一三二八条）。ゆえに、アカウントの譲渡及び担保化は、アカウント債務者との関係を考慮に入れるならば、譲受人にとつて必ずしも安定的かつ簡便な制度設計が採用されているとはいえないといえよう。

では、UCCは具体的にどのような規定を置いているのであるか。次にこの点を中心に見ていくこととする。

1. 譲受人と第三者との関係

① 對抗要件具備方法としての登録

担保権者が第三者に對抗するための手段としてUCC第九編は、「貸付証書 (financing statement) の登録⁽⁸¹⁾」と、「担保目的物の占有」の二つの方法を定めている。ただしアカウントの譲渡担保についていえば、アカウントが「証券もしくは動産抵当証券に表象されていないもの」であることから、アカウントの占有による對抗要件具備という方法は観念し得ない。従つてアカ

ウントを担保目的物とする場合には、貸付証書の登録が唯一の對抗要件具備方法ということになる。なお、貸付証書に記載されるべき事項は、(一) 両当事者の名称と住所、(二) 譲渡人の署名、(三) 種類又は品目による担保物の表示である（UCC九一四〇二条）。この(三)の「種類または品目による担保物の表示」については、ごく概括的な記載で足り、UCC第九編が定める担保財産の種類による記載があれば十分な表示として認められる⁽⁸²⁾。また、貸付証書には、爾後取得財産についての記載及び、当該契約が担保目的で締結された場合に、この担保契約が爾後貸付を目的とするものであることを記載することも必要とされていない⁽⁸³⁾。なお、この貸付証書の役割は、当該譲渡目的債権に関する情報収集のためのきっかけに過ぎないといわれている。なぜなら貸付証書によつて得ることができる情報は、右に示した記載事項の内容からも明らかとおり、登録を行った担保権者が表示されている担保物に対して当該担保権を有していることのみだからである。よつて、ある担保目的物について利害を有する者が、これについての実態を完全に調査する為には、更に関係当事者に対して事情聴取することが必要となる⁽⁸⁴⁾。つまり、このような登録制度は、「第三者にとつては、単に調査の為の出発点となるだけ」であつて、貸付証書それ自体から⁽⁸⁵⁾

被担保債権及び担保目的物等に関する詳細な情報が提供されるわけではないのである。⁽⁸⁶⁾なお、この貸付証書の記載については、その誤記が重要な誤解を招かない些細なものである場合には、当該担保契約及び譲渡契約は有効であるとされる（UCC九一四〇二条八項）。このように規定される意図は、第一に（貸付証書の）正式な必要条件及び登録の要求を単純化することによって、UCC第九編のポリシーに適合させるということであり、第二に、裁判所がこのような制定法上の要求について非現実的なほどに厳格な解釈をすることを防ぐことである。⁽⁸⁷⁾ただし、譲渡人の名称の誤記については、これを些細なものとして当該契約を有効とすることはできない、とした判決が存在する。⁽⁸⁸⁾

次に、貸付証書の有効期間は五年間であり、かつ延長を希望する場合には継続公示書（continuation statement）を登録することによって当該貸付証書の効力を延長することが可能であり、更に五年毎に同様の手続をとることで、最初に登録した貸付証書の効力を逐次更新することが可能となる。⁽⁸⁹⁾

後に詳述するところであるが、譲受人と他の第三者との優先関係は貸付証書の登録の先後によって決せられる。このことは貸付証書による登録に対して非常に強い効力を付与したものであるといえる。にもかかわらず、以上述べてきたように、実際

上、貸付証書は担保目的物に関する事情聴取のきつかけに過ぎず、かつ誤記さえも些細なものであれば許容されている。⁽⁹⁰⁾このような制度設計をUCCが採用したのは、日々繰返し行われている金融取引においてこの方法が最も簡便であった為であるとされている。⁽⁹¹⁾

② 譲渡債権について利害関係を有する第三者と譲受人との優先関係

次に、貸付証書が登録された場合の効果について述べる。UCCは、担保権成立以前に貸付証書を登録することを認めており、この登録の先後が譲受人と他の第三者との優先関係を決する上で重要な役割を果すが、実際に対抗力が具備される（UCCの用語法に従えばperfectとなる）時点とは、譲受人が貸付証書に登録をし、かつ当該担保権が実際に効力を生じた時点である。⁽⁹²⁾この「担保権が実際に効力を生じた時」とは、譲渡人が当該担保目的物を取得し、かつ被担保債権が発生した時である。⁽⁹³⁾優先関係に関するUCCのこのような制度設計について、二重譲渡を例に具体例を示せば、次の通りである。

二月一日、Xが譲渡人Aとの間で譲渡担保契約に基づく貸付証書を登録した。

三月一日、同一の債権についてYがAとの間で譲渡担保契約を締結すると同時にこれに関する貸付証書を登録した。

四月一日 Aが担保目的物を取得した。

五月一日、Yが実際にAに対して金銭を貸付けた（この時点でYの担保権は *perfect* となる）。

六月一日、Xが実際にAに対して金銭を貸付けた（この時点でXの担保権は *perfect* となる）。

この事例において、各担保権者の担保権が *perfect* となった時期は、右に示したとおりYについて五月一日、Xについて六月一日であるが、Xが二月一日に貸付証書を登録していることから、XはYに優先する。このように、貸付証書の登録の日時が

第三者に対する関係において非常に重要な意味を持つにもかかわらず、先に触れた通り、この貸付証書には目的債権の特定について包括的な記載をすることで足り、また、非常に簡便な方法で登録することができるのである。

ここで、この点に関する日本法の取扱いを想起すれば、日本民法においては債権譲渡の通知が、対第三者對抗要件具備方法の一つであると同時に第三債務者に対する関係をも決するものであった。⁽⁹⁴⁾ 他方UCCにおける第三者對抗要件具備方法である貸付証書の登録は第三債務者との関係に対しては何ら影響を与

えるものではない。では、譲受人と第三債務者（UCCにおいてはアカウント債務者）との関係は、UCCはどのように処理しているであろうか。次にこの点について述べることにする。

2. 譲受人とアカウント債務者との関係

譲受人とアカウント債務者との関係について最も重要な規定は、UCC九一三一八条⁽⁹⁵⁾である。同条一項ないし三項は全体的に、譲渡によるアカウント債務者の地位の変更を最小限に留めることを目的として規定されているものと思われるが、他方で同条四項は、譲渡人—アカウント債務者間でしたアカウントの譲渡禁止の合意が無効であることを規定する。UCCがこのような構造を採用するのは、次のような事情による。アカウント債務者に対する請求権が譲渡された場合、当該譲渡契約が有効であるか否かということの判断は、アカウント債務者が自らのリスクにおいて決定しなければならない。この「自らのリスクにおいて」という言葉の意味は、第一に、当該債権譲渡が有効であると判断して、本来は無効である債権譲渡の譲受人に対してアカウント債務者が自己の債務を履行した場合には、アカウント債務者は更に譲渡人に対して当該債務を履行する義務を負うということであり、第二に、アカウント債務者が、当該債

束力のある合意をしていない場合を除き、譲受人が譲渡を受ける

ことよって取得する権利は、譲渡債権の発生原因である譲渡人—アカウント債務者間の契約条件から生じる抗弁又は請求（a号）及びこの契約外で譲渡人—アカウント債務者間で生じた抗弁及び請求のうち、アカウント債務者に対する譲渡の通知以前に生じたもの（b号）に従う旨を規定する。次に九—三一八条二項で、譲渡された契約に基づく支払請求権又はその一部が履行により完全に得られていない限り、譲渡通知の前後を問わず、誠実かつ合理的な取引の基準に従っている限り、譲渡人—アカウント債務者間で譲渡債権発生原因である契約の変更又は更改をすることができ、譲受人はこれらに従った権利を取得する旨を規定する（なお同項は、譲受人—譲渡人間でこのような契約が譲渡人の契約違反となる旨を規定し得ることも定めている）。そして、同条三項で、譲渡通知を受けるまで、アカウント債務者は譲渡人に自己の債務を履行すれば足りることに、譲受人からアカウント債務者への通知は譲渡された権利を合理的に見て特定しているものでなければならないこと、及びアカウント債務者から譲受人に対して要求があるときには、譲受人は譲渡がなされたことの合理的な証明を適時にしない限りアカウント債務者は譲渡人に対し自己の債務を履行し得ること

を定めている。

九—三一八条は以上のように規定しており、特に一項はアカウント債務者から譲受人へ何を主張し得るのかを決するものであって、譲受人—アカウント債務者の関係に関するものも重要な規定であると思われるので、次節において検討するとし、ここではそれ以外の規定について触れることとする。

まず、九—三一八条二項についてその経緯を述べる。アカウント債務者に対して譲渡が通知された後に、譲渡された債権の発生原因である譲渡人—アカウント債務者間の契約の未履行部分について、譲受人の承諾なしに譲渡人—アカウント債務者間で当該契約を変更し得るかどうかという点に関する⁽¹⁰⁾が、UCC制定以前の状況は、混乱していた。また、九—三一八条二項に関するオフィシャルコメントは、この規定が契約法に対するある種の違背であることを認識している⁽¹⁰⁾。にもかかわらず、このようなことが規定されたことは、先に触れた第二次世界大戦に伴う政府の調達契約に端を発している⁽¹⁰⁾。すなわち、戦争のための軍備増強その他の要因から政府は民間企業との間に様々な調達契約を締結するが、この調達契約の直接の相手方である企業及び無数に存在する下請企業は、契約を履行するために資金調達を必要とする。この資金調達のためにいずれの企

業も調達契約に基づく債権を譲渡担保に供するという事態が生じた。このような状況下で契約の変更には譲受人の承諾を要求すると、第一に、調達契約そのものが大戦中の政府の要望にそぐわなくなるといふ結果を招き、第二に、調達契約に付随する無数の契約をも考慮すれば、これらの契約に基づく債権が譲渡されていた場合に、調達契約等の変更又は更改に際してこれら債権の譲受人全てから承諾を得ることが必要であることは、全体として莫大な契約コストを伴うか又は不可能であるということになり、やはり結果として政府の調達契約の履行に不都合を生じる。そこで、譲受人の承諾を経ずに契約を変更又は更改し得る旨が規定されたのである。⁽¹⁰⁾このとき、譲受人が自己の関与なしに譲渡人—アカウント債務者間の契約の変更又は更改がされることによつて生じるであろう不利益を免れるための方法は、第一に、九一三一八条二項に規定されているように、譲渡契約において、このような変更又は更改が譲渡人の契約違反となる旨を定めることであり、第二に、譲受人の関与なしにアカウント債務者—譲渡人間の契約を変更又は更改しない旨をアカウント債務者—譲受人間で合意することである。⁽¹⁰⁾次に、九一三一八条二項における「変更又は更改」という文言の意味についてであるが、これに対するオフィシャルコメントが、

「修正又は終了」といふ言葉を用いており、⁽¹⁰⁷⁾ UCC制定以前のものではあるが譲受人の承諾を伴わない基本契約の終了を認められた判決が存在し、⁽¹⁰⁸⁾ また、UCC制定後において直接的にこの点が争点となった事案に対する判決は存在しないものの、契約の終了もこれに含むことを認めるUCC制定以前の判決を是認する裁判例が存在する。⁽¹⁰⁹⁾従つて、契約の終了もこの「変更又は更改」に含まれているといえよう。⁽¹⁰⁾

次に、九一三一八条三項に移る。この規定によれば、譲渡の通知を受けるまで、アカウント債務者は譲渡人に債務を支払うことができ、かつそれで免責される。この規定は、アカウント債務者—譲渡人間の譲渡禁止条項の効力を九一三一八条四項で一律に否定することによつて生ずるアカウント債務者の二重弁済の危険を回避するために設けられた規定であるといえよう。このアカウント債務者への譲渡の通知に関しては、①通知の有効性、②誰に対して通知されるべきであるか、③通知によつて譲渡された権利が合理的に確定されていたか、という点が問題となる。⁽¹¹⁾①の通知の有効性について、九一三一八条三項が、譲受人に対して債務が支払われるべきことを通知によつて示すことを要求しているにもかかわらず、いくつかの裁判所は、「アカウント債務者は譲渡の通知それ自体から譲受人が支払を受け

るべきものであると判断すべきであるから、「通知において」⁽¹¹⁾ 支払を明白に要求することは必要ではない」と結論づけており、

また、譲渡についての単なる事実の通知は有効であるとすると判決が存在する。⁽¹²⁾ ②の誰に対して通知されるべきであるかについては、当該契約の責任者に対する通知が有効であることは勿論

のこと、的確な者に対して情報を伝達するであろうことが合理的に予想され得るような者に対してした通知も有効とされる、⁽¹³⁾ というのが一般的なルールである。③の通知によって譲渡され

た権利が合理的に確定されていたかについては、九一三一八条

三項と同様に、譲受人がするアカウント債務者への通知について規定する九一五〇二条一項に関する *Surety Savings and Loan*

Co. v. Kanzig 判決が次のように判示している。「アカウント債務者に対して直接支払をなすように通知する担保付債権者が、

アカウント債務者に自己に対して譲渡債権を直接支払うように義務づける為には通知に次の事項が含まれていなければならぬ

い。(一) 債権が譲渡されたことと表示 (indication) (二) 支払が譲渡人ではなく譲受人に対してなされるべきであるという

具体的な指示 (三) 譲渡された債権の合理的な識別」。なお、この(三)の譲渡された債権の合理的な識別とは、具体的な特

定によってアカウント債務者が譲受人に対して支払うべき債権

の範囲を明確にするだけの合理的な識別という意味であると思われ。⁽¹⁴⁾

最後に、九一三一八条(四)についてであるが、これは経済上の要請、すなわち人的財産に関する担保取引の促進の要請から設けられたものであり、譲渡禁止特約に対する譲受人の知

不知は譲渡禁止特約が無効であることに影響を与えないとされている。⁽¹⁵⁾

第三節 譲受人の請求に対するアカウント債務者の対抗

ここで、先に留保した九一三一八条一項について述べる。同条同項は、譲渡債権発生原因である基本契約から生じる抗弁又

は請求を主張しないという趣旨の強制力のある合意が譲渡人—アカウント債務者間で結ばれていない限り、譲受人は、この

契約内容及びこれから生じる抗弁又は請求のすべてに従わなければならず (a号)、かつ基本契約外から生じた抗弁又は請求であつてアカウント債務者が譲受人からの譲渡通知を受ける

以前に生じたものに従わなければならない (b号) 旨規定する。い

いかえれば、アカウント債務者が売買から生じる抗弁または請求を放棄する趣旨の合意を譲渡人との間で結んでいた場合に

限り、譲受人は九一三一八条一項の拘束を免れる。そして、こ

のような合意についてUCC九一〇六条⁽¹¹⁹⁾によれば、譲受人が、誠実であり、かつ、アカウント債務者が主張し得る請求もしくは抗弁の存在を知らずに対価を支払っていたのであれば、アカウント債務者—譲渡人間の契約から生じる債権を譲り受けた譲受人は、そのような合意が自らに対して強制力のあるものであると主張することができる。ただし、アカウント債務者が消費者である契約について、九一〇六条一項がこれと異なる制定法又は判例法が存在する場合はそれに従う旨規定することから、實際上、消費者契約に関してUCCとは異なる各州の成文法、判例法の結論及び行政命令で述べられているところ⁽¹²⁰⁾に従うこととなる。そして、消費者クレジット契約に関する行政命令⁽¹²¹⁾は、「消費者クレジット契約に関する所持人 (holder) は、例外なく、債務者が当該契約又は当該契約の手續に従って物品又はサービスの売主に対して主張し得た請求又は抗弁に従う」と規定するのであり、この行政命令が規定された背景は次のようなものである。すなわち、UCCが消費者売買契約における債務者（この契約に基づく債権が譲渡された場合のアカウント債務者）の抗弁放棄に関して何ら規定を設けていないことから個々の消費者売買契約における抗弁の放棄が有効であるかについて、各州の州法及び判例法が検討されなければならなかつたところ⁽¹²²⁾、

この点に関する各州の判例の見解が分かれていたことから規定されたものである。現在は、この点に関する大部分の州における実際の取扱は、「消費者の義務は、消費者が抗弁を主張する権利を含む」とするFTC (Federal Trade Commission) [連邦取引委員会] の要求に従っている。以上述べたとおり、消費者売買契約に基づく債権の譲受人は、消費者であるアカウント債務者からの抗弁による対抗を受けるわけであるが、このアカウント債務者が消費者である場合を除いて、アカウント債務者による抗弁及び請求の放棄は有効なものとして取り扱われる。しかし、このような合意をアカウント債務者—譲渡人間の基本契約において締結することは困難が伴うと指摘されており、かつ、この指摘は正当なものであると思われ、従ってUCCの規定に拘わらず、一般の契約に基づく債権の譲受人の権利も九一〇八条一項各号の規定に基づくアカウント債務者の抗弁又は請求に従うことになる⁽¹²³⁾といえよう。

そこで、九一三—一八条一項の「抗弁又は請求」の内容についてみていくこととする。まず、九一三—一八条一項に規定されている「請求」に相殺が含まれるかという点についてであるが、この点は、UCC制定以前において議論されていた⁽¹²⁴⁾。にもかかわらず、オフィシャルコメントは「譲受人は、アカウント債務

者が譲渡の通知を受ける以前に存在した抗弁又は相殺に伝統的に従ってきた」と述べて、相殺がこれに含まれることを認めた。⁽¹²⁾しかし、その他の請求または抗弁については、九一三一八条一項 a 号が、譲受人は、通知の前に生じたか否かを問わずアカウント債務者―譲渡人間の契約から生じた請求又は抗弁に従うべきことを規定することから、「譲受人は譲渡人の靴に足を入れる」と比喩されるもの、譲受人はどの程度譲渡人と同一の立場に立ち、また、アカウント債務者が譲受人に対していかなる請求をなし得るかについて、オフィシャルコメントは立場を明確にしていない。

相殺以外に九一三一八条一項 a 号に基づいてアカウント債務者が譲受人に対して権利を主張しようとする場面としては例えば次のような場合があり得るとされる。⁽¹³⁾すなわち、アカウント債務者と譲渡人との間で物品の購入契約が締結され、その契約から生じる売買代金債権が譲受人に対して譲渡された後、アカウント債務者が譲受人から譲渡の通知を受け、これに基づいて譲受人に対して代金を支払い、その後、商品の欠陥が明らかになつてアカウント債務者が損害を被つた場合である。この場合、損害を被つたアカウント債務者は、譲渡人に対して瑕疵担保責任を追及し、その訴訟において譲渡人に勝訴することは確実であ

る。しかし、譲渡人が破産その他の事由によりアカウント債務者に対して損害を賠償し得ないとき、アカウント債務者が譲受人に対して既に支払った代金の返還請求をなし得るか、という問題が起り得るとされる。また、譲渡人が詐欺的にアカウント債務者に対して譲受人に当該債権を支払うよう仕向けた場合にも、同様の問題が起り得るとされる。⁽¹³⁾

右のような場合に、アカウント債務者が九一三一八条一項 a 号に基づいて譲受人に対してなす請求は特に、「積極的請求 (affirmative claim)」と呼ばれるが、オフィシャルコメントはこれが認められるか否かについて明確な立場を示していない。

また、この点については学説及び裁判例が錯綜していたが、ある時期からこれが九一三一八条一項 a 号に含まれないとする裁判例が多くなつてきたといわれている。⁽¹⁴⁾しかし、この積極的請求をめぐる裁判例の錯綜及びこれに対する評価を概観することによつて、アカウント債務者が九一三一八条一項 a 号に基づいて譲受人に対して請求し得る範囲をある程度明らかにすることができるとは思われないかと思われるので、ここで若干の検討を試みることにする。⁽¹⁵⁾検討の手順としては、オフィシャルコメントが「UCC はその制定」以前の法を何ら変更するものではない」と述べていることから、UCC 制定以前における積極的請求を

認めることについてのリーディングケースとされた *Firesone Tire & Rubber Co. v. Central National Bank* 判決⁽¹³⁵⁾（以下「*Firesone 判決*」とする）について触れ、積極的請求に関する *Gilmore* の見解についてその概略を紹介した後、この *Gilmore* の見解以後に出された裁判例をいくつか紹介し、最後にこれらの裁判例の動向に対する異なった二つの評価について概観して、検討の素材とする。

1. *Firesone* 判決

事案は次の通りである。譲渡人 A とアカウント債務者 X は、A が X の注文に従って X の各倉庫に物品を搬入するという内容の継続的売買契約を締結していた。他方で譲受人 Y 銀行は、A に対して上限を定めて継続的に金銭を貸し付けており、その貸付の支払いのために、この A—X 間の継続的売買契約から生じる売掛金債権を充当し、残額を A に対して送付するという内容の契約を A との間で締結した。このような状況において、ある回の物品の売買について A から X に対して詐欺的に送り状が送付され、このために錯誤に陥った X が、この送り状に基づいて A の当該物品に対する売掛金を Y に対して直接支払った。しかし、その数ヶ月後に、X が、当該送り状が A の詐欺によるもの

であることに気づき、Y に対して既に支払った代金の返還請求を求めた。これに対し Y は、自己が A の売掛金の価値に対する善意の取得者であるから、自己に対する返還請求は不可能であると主張した。このような事案に対して判決は、Y による譲渡の通知を受けた X が、実際にどの債権が譲渡されたのかについて Y に対して照会し、この照会に対して Y が A からの送り状を X に対して転送したという事情が存在することを認めた上で、A が X に対して詐欺的な送り状の送付を行った経緯において、Y が故意的にはないものの、A の X に対する詐欺的な行為に加担したと判断し、Y の主張を斥けて、X 側の請求を認めた。この *Firesone* 判決は、*Gilmore* によってアカウント債務者からの請求が認められたリーディングケースとして取扱われている。では、*Gilmore* は、アカウント債務者からの請求についてのどのような見解を述べているのであろうか。次に、*Gilmore* の主張するところを見ていくこととする。

2. *affirmative claim* に関する *Gilmore* の見解

Gilmore は、UCC がその制定以前の法を何ら変更するものではないとする点に着目し、九一三一八条一項 a 号の意味するところについて、第一次契約法リステイトメントに触れた上で

検討している。そこで、以下にその検討に即しつつ、第一次契約法リステイトメントと積極的請求との関係を見てみることにする。

まず Gilmore は、「債務者 (obligor)」「アカウンタ債務者」に対する譲受人の権利は、債権者 (obligee)（「譲渡人」）の権利の制限、その債権者の権利に対する絶対的な又は仮の抗弁、及び譲渡がなければ債権者に対して主張し得たであろう債務者の相殺と反訴 (counterclaim) に従う。このような抗弁及び相殺は、譲渡のときに存在する事実か、又は、譲渡後、債務者が譲渡を知る以前に存在した事実に基づくものとする」と述べる。第一次契約法リステイトメント一六七条(一)の記述を受けて、この契約法リステイトメント一六七条における債権者の権利の「制限」という言葉の意味が、コメントその他いづれによって明確化されておらず、「単なる強調に過ぎず、〔契約法リステイトメント一六七条の〕⁽¹³⁾他の文言に対して何ら影響を与えない」と解すべきであるとする。また、「仮の」抗弁とは、「譲渡の時点で債権者に対して可能であったが、その後何等かの理由によって可能でなくなったものをいう⁽¹³⁾」とする。更に、リステイトメントが、「抗弁」から区別するために「相殺」ないし「反訴」という文言を用いることから、債務者は、譲受人に対して譲渡

債権発生原因である基本契約外から生じる「抗弁」だけでなく、債務者と債権者との間で過去に締結された契約に基づく「請求」または⁽¹⁴⁾全体としては契約に関連していない「請求」をも主張しうるとする。

Gilmore は、第一次契約法リステイトメント一六七条をこのように評価した上で、譲受人に対して「抗弁」及び「請求」に従うことを要求する UCC 九—三—八条一項の「請求」が、契約法リステイトメント一六七条の「相殺」「反訴」を含むことに疑いはないと述べる。⁽¹⁴⁾ただし Gilmore は、譲渡人の保証 (warranty) の違反を理由とする債務者の抗弁について、売買契約の事例をあげた上で、次のように述べる。「売主（「譲渡人」）が代金請求の訴訟を提起した場合、買主（「アカウンタ債務者」）は、抗弁として保証に対する違反又は約因の不存在を主張し得る。また、同様に買主は、違反の結果として発生した代金の減額または損害に対する保証のために売主を訴える（または売主の訴訟において反訴を持ち出す）ことができる。しかし、買主と売主の（「債権の」）譲受人との間では保証の違反または約因の欠如が防御として述べうるのみである。もし、買主が自らの代金債務の減額及び損害の保証を希望する場合は、買主は直接自己の売主に対して請求しなければならない。譲受人は、金

融をなすために〔売主―買主間の〕契約関係に関与するに至ったのであって、その契約〔すなわち譲渡人―譲受人間の債権譲渡契約〕によって譲渡人の保証または将来の履行に対する責任を負うものではない。⁽¹⁴⁾

以上 Gilmore が述べるところから最低限明らかであるのは、UCC のオフィシャルコメントが明言していないものの、九一三―八条一項は相殺以外に抗弁としてアカウント債務者が譲受人に対して主張し得る権利を含むということが認められるが、あたかも譲受人が譲渡人の保証人となるような効果をUCCが認めている訳ではない、ということである。

3. アカウント債務者からの請求を認めた裁判例

Gilmore の見解が出された後に、譲受人に対するアカウント債務者からの請求を認めた判決として、Farmers Acceptance Corp. v. Delozier 判決⁽¹⁵⁾（以下「Farmers Acceptance Corp. 判決」とする）、Massey-Ferguson Credit Corp. v. Brown 判決⁽¹⁶⁾（以下「Massey-Ferguson 判決」とする）及び K Mart Corp. v. First Pennsylvania Bank 判決⁽¹⁷⁾（以下「K Mart Corp. 判決」とする）を順次見ていくことにする。

⁽¹⁴⁾、Farmers Acceptance Corp. 判決についてであるが、事案

は次のとおりである。アカウント債務者 X が、第三者 B との間に公園設置の契約を締結しており（従って X は、公園設置に関する元請人である）、この契約に付随して X は A との間に、この公園設置に付随するベニヤ板の設置に関する契約を締結した（従って A は公園設置に関する X の下請人である）。他方 A は、譲受人 Y から個人的に融資を受けており、この貸金担保のために A―X 間の契約から生じる請負代金債権を Y に譲渡し、Y から X に対してこの譲渡が通知された。その後 X は、小切手で A に対する請負代金全体の三五パーセントを A 及び Y に対して支払い、Y は、この X による支払の約八〇パーセントを A に対する貸金の返済に充当し、残額を A がベニヤ板の供給者 C に対して A が負っている買掛金債務の弁済に充当した（この買掛金債務は、A の X に対する債務履行のための原材料の購入代金であった）。その約一ヶ月後、X が、A の債務不履行を理由に A―X 間の請負契約を解除したところ、C から X に対して、公園設置に関して A が C に負っていた未払いの買掛金債務の請求がされたことから、X が Y に支払った A に対する請負代金の前払金の返還請求訴訟を X が Y に対して提起した。このような事案に対して裁判所は、第一次契約法リステイトメントを引用し、譲渡において Y が受け得る権利の範囲は、A が X との契約によって

取得し得るものではないとし、また、Xからの弁済に基づいてAに対して新たな貸付をした等、Yについて状態の変更が生じていないとして、未履行債務について生じる報酬債権のうち、Xが既にYに対して支払った前払金の返還請求を認めた。ただし判決は、Yは、基本契約外から生じるAの支払不能に關してまで責任を負う理由はなく、従つてそのような責任がYに生ずるものではないことを明言している。⁽¹⁴⁷⁾

Massey-Ferguson Credit Corp. 判決⁽¹⁵⁰⁾においても同様に、第一次契約法リステイトメント及び Gilmore の見解が引用されて、アカウント債務者Xから譲受人Y（金融会社）への請求が認められている。事案は次の通りである。Xは、Aから約七七〇〇ドルで中古のコンバインを購入し、自己が使用していたコンバイン（その価値は二四五〇ドル）を下取に出した（この契約の際Yの代表者が、このA—X間のコンバインの売買契約においてXに対してある種の表示（representation）をし、かつこの契約に証人としてサインしており、従つてYは本件売買契約に基づくXの請求及び抗弁の存在を知っていたと認定されている）。

しかし、A及びYは双方ともに、Xが購入したコンバインをXの要求どおりに修理することができなかつたため、後に売買目的物である中古のコンバインの占有を取り戻した上で、契約の

履行（目的物である中古コンバインの引き渡し）を拒絶した。

その後、Xは自己が下取に出したコンバインの返還を受けることができず、かつ、下取に出したコンバイン相当額の金銭も受領していなかつた。にもかかわらず、第一審においてYから不足代金支払判決が求められたことから、Xが反訴として下取に出したコンバインの価格分につきYに対して主張したものである。なお、この事案における争点は、Xが契約上の支払を免れることその他に、下取り品の価格をYから受ける権利を有しているかということであつた。以上のような事案に対して裁判所は、前記 Farmers' Acceptance Corp. 判決及び UCC 九—三一八条一項に關するオフィシャルコメントを引用し、九—三一八条一項 a 号にいう「請求」が相殺と反訴を含むものであると明言した上で、「譲受人において状態の変更が生じていない限りは、譲渡人の債務不履行部分について、アカウント債務者が錯誤に陥るかまたは過失によつてした支払を保持することができない」とする Gilmore の見解⁽¹⁵³⁾を引用し、XからYへの積極的請求を認めた。⁽¹⁵²⁾

最後に X Mar Corp. 判決についてであるが、事案は次のとおりである。譲渡人Aとアカウント債務者Yとの間で物品供給に關する継続的売買契約が締結されており、この売買契約にはA

がXに対して供給した物品に欠陥がある場合には、次回の取引において当該欠陥品の代金相当額を差引く旨が規定されており、他方でこの売買契約に基づくAの債権が譲受人Y銀行に譲渡されていた。このような状況下で、ある回にAからXに対して供給された物品の中に欠陥品が含まれていたが、この物品供給の後Aが倒産したために、その後AとXとの間に取引がなく、欠陥品相当額を差引くべき売掛代金が不存在となったため、Xが先にYに対して支払った売買代金の返還を請求したというものである。このような事案に対して裁判所は、YはAとXとの間の継続的売買契約の契約条項を長期間にわたって認識しており、従ってA—X間に存在した売掛代金の控除に関する条項についてYは知るべきであり、かつ、YはXと比較してAの経営状況をより詳細に知り得る立場にあつたのであるから、Yは「欠陥品の代金相当額の控除について」悪意であつたと認定し、Yは、自己に対するXによる請求を無視し得ないと判示した。

4. 譲受人へのアカウント債務者からの請求を認めなかった事例

譲受人へのアカウント債務者からの請求を否定した事例のうち、積極的請求を否定する裁判例及びこれに関する議論におい

て、最も多く引用される判決が、*Michelin Tires (Canada) Ltd. v. First National Bank of Boston* 判決⁽¹⁵⁾（以下「*Michelin* 判決」）とす（る）であり、事案は次のとおりである。アカウント債務者Xは、工場建設を計画しており、その工場建設に関するXの代理人B（Bは、Xの工場建設の監督等のためにXによって雇われた土木工会社である）を介して、譲渡人Aとの間にカーボンブラックの出庫及び保管のための装置の設計及び設置に関する建築請負契約を締結した（以下これを「本件契約」とする）。なお、本件契約において、XはAが完成した仕事に関してAによって提出される個々の送り状の九〇パーセントの額について定期的な経過支払（*progress payment*）をAに対してする旨が定められており、Aの送り状は、仕事が履行されており、点検及び合計が正しいということの認証のために最初にBに提出されることになっていた。この認証は、Bのプロジェクトマネージャーが完了することとされ、各送り状についてXは、Aに対して「手続外誓約」を要求し、かつ、AとXとの本件契約に関する下請人及び供給者等であるCらに対してAから支払いをする義務があることが本件契約において合意されており、AがCらに対する即時の支払いを怠った場合、Xは（本件契約に付随するCらの債権に基づく）リーエンから自己の資産を守るために必

要な額をAに対する経過支払から減額し得る旨、合意していた。他方で、本件契約に基づく請負報酬債権が、譲受人であるY銀行に譲渡された。なお、この債権譲渡契約においては、譲渡債権をYに直接支払う旨の合意が存在しており、UCC九一五〇二条に基づいてYからXに対して、譲受人に譲渡債権を直接支払う旨の通知があった。以上のような状況において、XがYに対して直接請負報酬を支払ったが、Aは、仕事自体は完成していたもののCらに本件契約に付随する債務を支払っておらず、その意味で送り状が詐欺的であった。そこでXが、Yに対して支払った金銭の返還を求めて争ったが、この際Xは、この返還請求はA—X間の契約から生ずるものであると主張した。他方Yは、Aの詐欺について確たる認識を持っていなかったものの、AのXに対する請負契約上の義務及び譲渡人が支払困難な状態に陥っていたことを認識していた。⁽¹⁵⁾ 以上のような事案に対して裁判所は、九一三一条一項a号の規定は、アカウント債務者からの譲受人に対する訴訟の原因を作り出すものではなく、譲受人は譲渡人の詐欺について確たる認識をもっていなかったのであるから、アカウント債務者が損害賠償を譲受人に対して請求することはできないと判示した。なぜなら裁判所は、UCC九一三一条一項a号にいう「譲受人の権利は、契約上のすべ

ての文言に従う」という文言の意味するところは、本来請求しうべき譲受人の権利が、相殺という契約上の抗弁を主張するアカウント債務者の権利によって限定される場合のみを意味するのであって、譲受人に対する請求は意図されていないと判断したからである。裁判所は、このように判断する根拠として次の三点を挙げている。第一に、起草者達がこのような積極的請求を九一三一条一項a号に含めこれを認める趣旨であったのならば、その旨を条文の表題かあるいはオフィシャルコメントにおいて述べたはずであるということである。⁽¹⁶⁾ 第二に、UCC制定以前の法律の下でも、このような請求は認められなかったという点である。⁽¹⁷⁾ この点につき判決は、通常、元々不安定である譲受人の担保権が、譲渡人の契約違反に対する潜在的な責任によって歪曲して解釈されることが要求されるとし、⁽¹⁸⁾ 前述したCinnoreの見解には賛成し得ないとした。⁽¹⁹⁾ 第三に、アカウント債務者からの積極的請求を許容することは、ポリシーの問題として有用ではないとし、このように解する理由として⁽²⁰⁾ *Berston State Bank v. Warren* 判決の反対意見を引用している（この反対意見は、このような積極的請求を認めるとすれば、担保を目的として債権譲渡を受ける銀行は、貸付をなした相手方（「譲渡人」）が破産するか否かを非常に注意深く監視しなければならず、

このような監視を銀行に対して求めるとすれば、売掛金金融が妨げられるだけでなく、担保取引に関する社会全体の契約コストの増大が招来されると述べている⁽¹⁶⁾。更に *Michelin* 判決は、「たとえ、*Glimore* 教授の意図したところに従ったとしても、本件においては、Xからの請求を認めるべきではない」と判断した⁽¹⁶⁾。

以上に述べた *Michelin* 判決は、積極的請求を否定するリーディングケースとして取扱われているが、この *Michelin* 判決は譲渡人による債務不履行に関するものであった。これに対し、この判決以前のものではあるが、譲渡人の詐欺によって錯誤に陥ったアカウント債務者が譲受人に対して支払った代金の返還を求めた事案として、*Meyers v. Postal Finance Co.* 判決⁽¹⁶⁾がある。この判決において裁判所は、譲渡人の詐欺は譲受人による将来の取立訴訟に対しては有効な抗弁となると認めながらも、譲渡人は、譲受人に対して契約上の義務や責任を課するものではないと述べて、アカウント債務者から譲受人に既に支払った部分に対する返還請求を否定した。

以上、アカウント債務者と譲受人との関係に関する裁判例の変遷はどのように評価されるべきであろうか。

5. 裁判例の動向に対する評価とUCC九一三一八条一項一号の意味

これまでに見てきた積極的請求に関する裁判例の動向に関し、アカウント債務者による譲受人への請求に対する異なった評価が存在する。一つは、この点に関連する従来からの考え方を基礎に、これを積極的に認めるべきであるという立場をとる *Stewart P. Greene* の見解であり、もう一つは、債権譲渡担保、特に売掛代金債権譲渡担保の経済学的分析を加味して、これを消極的に解するべきであるという立場をとる *Steven B. Rousa* の見解である。以下順にこれらの見解の概略を紹介する。

(1) 従来の理解からのアプローチ

Greene は、*Michelin* 判決の説示に関わらず、UCC九一三一八条一項a号を根拠として、アカウント債務者が譲受人に対して積極的請求を求め得る余地があり、かつこれが認められるべきであると主張しており⁽¹⁶⁾、概略次のように述べている。

第一に、UCC九一三一八条一項a号のタイトルは、「譲受人に対する抗弁」という言葉で始まるが、この規定はその字義にとらわれることなく解釈されるべきであって、このような立場に立てば、積極的救済がアカウント債務者に対して許容され

ていると解釈する余地がある。⁽¹⁶⁸⁾すなわち、UCC第九編の主要な起草者のうちの一人であるGillmoreは、この規定の「請求」という文言が、相殺及び反訴に関するコモン・ローの考え方を含むものであると解釈しており、また裁判所は、この「請求」が、相殺以外の場面において訴訟の積極的な原因を包括的に含むものであると定義してきたのであり、これらの裁判例がUCC及びエクイティ上の原則を基礎としてアカウント債務者からの回復請求に関して字義にとられない解釈を行ってきたことは、UCC九一三一八条に基づいて譲受人に対するアカウント債務者からの積極的な回復が認められる可能性を示すものである。⁽¹⁶⁹⁾このような解釈を示す裁判例として、前述のFarmers Acceptance Corp. 判決、Massey-Ferguson 判決及びK Mart Corp. 判決をあげることができよう。しかしいくつかの裁判所は、UCC九一三一八条に基づいてアカウント債務者が譲受人から自己への請求に対する抗弁を主張しうることを認めるが、この規定に基づいてアカウント債務者が譲受人に対して独立の訴訟を提起することはできないとし、UCC九一三一八条一項a号を狭く解釈している。このような立場を採る裁判例として、前記Michelin 判決を挙げることができよう。ただしこのMichelin 判決の反対意見は、UCC九一三一八条一項a号によって認めら

れる「請求」には譲受人に対する訴訟の積極的権利が含まれ、また、「に従う」という文言は、アカウント債務者から譲受人への訴訟の積極的原因を排除するものではなく、アカウント債務者は、単に本来の契約においてアカウント債務者に対して与えられていたものを超える請求若しくは本来の契約においてアカウント債務者に与えられたものとは関係のない請求を譲受人に対して為し得ないとしたものであると述べている。

第二に、UCC九一三一八条に関する起草者の意図であるが、この規定に関するオフィシャルコメントは、UCC九一三一八条一項a号がアカウント債務者から譲受人への積極的回復の主張を含む趣旨であるか否かについて、何ら見解を示していない。しかし、UCC九一三一八条は、その採択以前の法を本質的に変更するものではないとされており、他方でUCC以前に存在した契約及び不当利得に関するコモン・ローは、譲渡された当該権利の発生原因である契約から生じたものを譲受人から積極的に回復することをアカウント債務者に認めてきた。このことが最も顕著に表れており、後にアカウント債務者からの請求に関する裁判例において引用されてきたものとしてFirestone 判決をあげることができ、Gillmore は、この判決を「譲渡人が契約の履行を怠った場合のうち、「アカウント債務者による」

支払の後、譲受人に状態の変更が生じている場合を除いて、譲受人は詐欺を原因とする自己への支払を保持しえず、かつ「アカウント債務者による」不注意を原因とする自己への支払いさえも保持し得ない」とした判決であると解釈している⁽¹¹⁰⁾。

起草者の意図は、UCC九一三一八条において譲受人に対する請求に関する法に変更をきたさないということだけではなく、現存するエクイティ法をUCCの中で明確に具現化することである。そこでこの問題点に関連するエクイティ法についてみると、詐欺または錯誤を原因として他者に利益を与えた当事者が、常にエクイティ上の救済の権利を有する訳ではないが、裁判所は譲受人が詐欺または錯誤による危険を推定した場合若しくは譲受人による支払いの保持が不当利得を構成する場合に不当利得に基づいてアカウント債務者を救済している。また、不当利得法リステイトメント（以下「リステイトメント」とする）は譲受人の利得が不当利得にあたるか否かの判断要素として、①譲受人が義務者の錯誤または譲渡人の詐欺についての認識を有していたかどうか②譲受人が譲渡に対して対価を与えていたかどうか③譲受人が譲渡を信頼して状態の変更をしたかどうか、の三つをあげている⁽¹¹¹⁾。ところで、アカウント債務者からの請求を認めた裁判例においては、譲渡人の詐欺またはアカウ

ント債務者の錯誤についての譲受人の認識が証明されているが、この認識の判断基準について裁判例は一致しておらず、結果として多様な基準が用いられることとなった。この基準は、客観的な基準と主観的な基準に大別することができるが、客観的基準を用いた場合―特に、譲受人が単に譲渡人―アカウント債務者間の契約の文言を知っているというこのみをもって、詐欺の認識を認めるのに十分であるという基準を用いた場合―アカウント債務者の錯誤または譲渡人の詐欺に関する譲受人の認識が認められやすく、結果としてアカウント債務者の請求は認められることとなるのに対し、主観的基準を用いた場合、譲受人の責任が免除されるのが通常である。例えば、*Erzorse* 判決において裁判所は、客観的基準を適用し、譲受人が詐欺について現実に認識していなかったにもかかわらず、アカウント債務者からの請求を認めており、*Mar Corp.* 判決においては、譲渡人とアカウント債務者との間で欠陥品の代金が次回に引渡された物品の代金から控除されるという合意があったことを、譲受人である銀行が長期間にわたって認識していたことを理由としてアカウント債務者からの請求を認めている⁽¹¹³⁾。他方 *Mitchell* 判決において裁判所は、主観的基準を採用し、譲受人である銀行がアカウント債務者と譲渡人との間の契約内容を知って

おり、かつ譲渡人の財務状況が危機的であることを知っていたと認定したにもかかわらず、アカウント債務者の請求を否定し⁽¹⁷⁶⁾ている。

しかし、いずれの基準を用いるにかかわらずなく、かつ、いかなる基準によっても譲受人が譲渡人の詐欺又はアカウント債務者の錯誤を認識していると判断し得なくても、譲受人が譲渡を信頼して自己の地位を変更していか若しくは譲渡に対して対価を与えていない場合には、アカウント債務者から譲受人への請求が認められるべきである。エクイティの原則は、詐欺を原因として自己に対してされた支払を譲受人が保有することを許容しているが、このことが許容されるのは、譲受人が詐欺を認識しておらず、この支払を信頼して自己の地位を変更していた場合であり、他方エクイティは、譲渡に對価を与えていなかった譲受人は詐欺を理由として自己にされた支払を保有することができないとしている。ここで、どのような場合に譲受人について「状態の変更」があったと判断し得るかが問題となるが、裁判所はこの点に関する一般的な基準を定めることに消極的である。確かに、譲受人が譲渡人に対して更なる貸付をした場合は、譲受人に「状態の変更」があったといえる。だが、受領した金銭を現存する貸金に充当する行為は、アカウント債

務者による損失の回復の請求を斥けるのに十分ではないといえよう。なぜなら、支払を信頼して単に帳簿にこの金額を記載しただけの譲受人がアカウント債務者からの支払を保有することは、許容されるべきではないからである。にもかかわらず、*Michelin* 判決は、譲受人である銀行が債務者の債務を未払の貸金に充当したことによって、銀行が受領した支払に価値を与えたとしている〔従ってこのように解する *Michelin* 判決は妥当とはいえない⁽¹⁷⁷⁾〕。

以上述べたことから、エクイティの原則に従って、譲受人が譲渡人による詐欺またはアカウント債務者の錯誤の認識を有していたかまたは譲渡に価値を与えていない場合には、アカウント債務者から譲受人への回復請求は認められるべきであると考える。なぜなら、価値を与えるか、または自己の地位に変更を生じることによって、譲受人が義務者から受領した支払が詐欺若しくは錯誤の結果であると認識している場合、譲受人は善意の当事者ではなく支払を保有する権利を有するべきではないからである。また、譲受人が譲渡された契約の文言について現実に認識を有する場合は、譲渡人の詐欺について認識を有していなくても、通常、義務者よりもこのような譲渡人による詐欺を予防するのに相応しい地位にある。更に譲受人がこのような

認識を有していない場合であっても、譲渡に対して価値を与えていないか状態の変更を生じていないのであれば、譲渡人は債務者の支払を返還することによって侵害を被るものではない。⁽¹²⁸⁾

UCC九一三一八条一項a号をこのように解釈し、この規定に基づいて譲受人に対する積極的回復を許容することは、売却債権金融を阻害することになると評価される場合がある。確かに、譲受人が譲渡人の行動を監視するという責任は増大するであろう。しかし、責任増大によって増大するコストは譲渡人に転じ得るのであり、かつ潜在的な譲受人が九一三一八条一項に基づく責任を回避する方法として譲渡人との担保権設定の際に正当な所持人となること及び流通証券を発行させることといった手段をとり得る。⁽¹²⁹⁾

以上が積極的請求に関するGreeneの見解である。

(2) 経済学的分析からの評価

このGreeneの見解に対して、Gilmoreの見解は積極的請求を認める趣旨ではなかったという前提に立ち、更に集合債権譲渡取引、特に売却代金債権譲渡担保に関する経済的分析を加味して、Greeneの見解に対し異議を述べているのがRoosaである。⁽¹³⁰⁾

このRoosaの見解は概略次の通りである。

前提として、UCCの基本となる第一の原則は、経済学的効率性である。すなわち、UCC第九編の基本原則は、商業活動を拡大すること、取引コストを減じること及び確実性を増加させることであって、一般にUCCは「慣習、慣習法及び当事者の合意を通じて継続している商業活動を認める」ことに資するものである。⁽¹³¹⁾ このような前提に立つてアカウント債務者による譲受人に対する請求について検討した場合、次のようなことがいえる。

第一に、UCC九一三一八条一項a号に基づく訴訟は、譲受人がアカウント債務者に対して債務の支払を請求するために訴訟を提起した場合に、アカウント債務者が譲渡債権発生原因である基本となる取引における譲渡人による契約違反を指摘するというのが一般的な場合である。にもかかわらず、Greeneはいくつかの裁判例を引用し、これらの裁判例において、UCC九一三一八条一項a号に基づいてアカウント債務者からの積極的請求が認められてっていると主張する。だが、これらの裁判例の意図するところは、このようなGreeneの評価とは全く異なっている。例えば、Massey-Ferguson判決の多数意見は、この判決の結論が異例なものであり、この判決の事案に見られるような特徴的な事実(すなわち譲受人であるクレジット会社の代表

が、譲渡人とアカウント債務者との売買契約に關与し、この売買契約を提供しており、かつ売買の時点で売掛金を受取つていたことからクレジット会社は譲受人というよりも売主として行動していたとい得るということ⁽¹⁸²⁾が存在する場合にのみ法の一般原則からの逸脱が許容される⁽¹⁸³⁾としている。また、この判決において裁判所は、譲渡人Aとアカウント債務者Xとの契約關係に伴い、Xと譲受人Y銀行との間に確立された支払契約を強制したにすぎないのであり、Xに対するYからの金銭の回復が、この支払計画から生じるものであることを明かにしようと努力したのであって、判決は、XからYに対する積極的回復の請求が当然に認められるということ⁽¹⁸⁴⁾を意図していないといえよう。

第二に、GreeneはGilmoreの見解を引用し、Gilmoreがアカウント債務者からの積極的回復を指示するものであるとの前提に立って⁽¹⁸⁵⁾検討を進めている。しかし、Greeneが引用する論文においてGilmoreは、「買主と売主の譲受人との間においては、「譲渡人による」保証違反若しくは約因不履行があったということは抗弁としてのみ（主張）可能である。一買主は、自己が支払った頭金や自己の損害を回復したければ、自分の売主を直接訴えるべきである。譲受人は、当該取引に資金供給するために關与したのであって、このことによって譲渡人の保証若し

くは約因の不履行に対して責任を負うものではない」と述べており、Greeneは「違反」と「錯誤」の概念を混同しているのではないかと思われる⁽¹⁸⁷⁾。

ところで、Gilmoreが譲受人に譲渡人を保証させることを拒絶した理由は何であったのだろうか。この疑問は、どのようなリスク配分が安定した経済効率性を構成するかという疑問におきかえることができ、結論として、売買代金債権の譲渡を念頭においた場合次のようなことがいえる。すなわち、買主が売主と取引關係に入る際、売主は当該売掛債権が譲渡されることを常に示す訳ではなく、ゆえに買主が取引關係に入る時点で予知し得る訴訟原因は、他方当事者である売主に対するものだけである。このような買主の認識が、買主によって支払われる価格に反映することは自明であり、従つて、UCC九一三一八条一項a号に基づいてアカウント債務者による譲受人に対する積極的回復を許すことは、買主が、売主と取引關係に入る時点で支払っていないか、または売主と交渉していないものを買主に与えるという結果を招来する⁽¹⁸⁸⁾。また、譲渡人の不履行によつて生じるリスクをコントロールし得るのは誰かということも問題となるが、譲渡人の不履行は譲渡人とアカウント債務者との間の契約において生じるのであり、他方で譲受人は、譲渡人—ア

カウンント債務者間の契約が締結された後にこれに関与するのが通常であつて、この契約における譲渡人の不履行のリスク配分は譲受人が関与し得ない範囲における問題である。例えば Michelin 判決の事案においては、アカウント債務者 X と譲渡人 A との契約において、当初 X が A に対して履行について保証を付すことを要求したが、この契約において A も X に対して請負報酬支払に保証を付すことを要求しない代りに、X は、この A への保証の要求を取下げており、かつ、X は契約に入る以前に A の財務状況を調査していなかった。⁽¹⁰⁸⁾ すなわち X は、自己の契約及び契約相手の選択が不十分であつたのであり、このような行動しかなかった X が譲受人 Y 銀行に対して回復請求を求めることができるといふことを認めることは、結果として X が A との請負契約締結時に対価を支払っていないにもかかわらず、リスクの減少といふ契約上の商品を X に与えるといふ結果を招来するのである。⁽¹⁰⁹⁾

第三に、UCC 九一三一八条一項 a 号に基づいてアカウント債務者からの譲受人に対する積極的回復を認めることが、売掛代金債権担保金融に与える影響について検討する。UCC 九一三一八条一項 a 号に基づいて譲受人にこのような責任が認められると仮定した場合、この責任に基づいて譲受人がアカウント

債務者に対して金銭を返還することは、譲受人にとつては売掛債権譲渡担保における契約コストとなる。このコストを回避するために譲受人が取り得る方法は、譲受人が譲渡人の履行を監視することである。しかし、履行の基準が非常に技術的なものである場合、譲渡人の履行を監視することは非常に高コストであるかまたは不可能である。とすればやはり譲受人は、積極的回復を免れるために必要な監視費用の負担を回避することはできないと言えよう。更に一般論として、UCC 九一三一八条一項に基づいてアカウント債務者から譲受人に対して請求がされた場合、これによつて譲受人に生じた経済的損失を本来責任を負うべきである譲渡人から取戻す機会は、このような危険をもたらす譲渡人と今後取引することを断ること及び少なくとも重要な担保目的物若しくは担保権を有すること以外には存在せず、非常に限定されているといえる。⁽¹¹⁰⁾ すなわち、譲受人は自己がコントロールし得ないリスクを負い、かつこのリスクから生じるコストを回収し得ないのであつて、アカウント債務者からの譲受人に対する積極的回復の請求は、売掛債権譲渡担保に関する契約コストとなる。他方で、譲受人を譲渡の買主、譲渡人を譲渡の売主として、債権譲渡担保についての「需要の弾力性」⁽¹¹¹⁾を考えてみた場合、多くの譲受人が銀行その他の金融機関であつ

て、これらにとって譲渡の購入とは一般的な信用貸支出（*credit-bussung*）サービスのうちの特別な場合であり、譲渡がこれら金融機関の予算において果す役割は、譲渡人の予算において果す役割と比較して小さいことは必然的なことであって、かつ、これら金融機関にとっては金融方法についての代替財も存在している。従って、譲受人の譲渡に対する需要は順応性があるといえ、おそらくこの順応性は高度である。以上のことから、アカウント債務者からの譲受人に対する請求を認めること（¹⁸³）によって譲渡そのものの価値が大幅に減額されるだけでなく、譲渡の市場そのものが縮小するという結果を招来するといえよう。⁽¹⁸³⁾

以上述べてきたことから、UCC九一三一八条に基づいてアカウント債務者による譲受人に対する積極的回復の請求を認めることは、判例法上否定される方向にあるだけでなく、UCCを性格付ける経済学的な原則にも逆らっているといえよう。⁽¹⁸⁵⁾

以上がRoosaの見解である。

（3）経済的分析に対する若干の批判的考察

以上触れた二つの見解を素材としてUCC九一三一八条一項a号の意味するところを検討する。

まず最低限言えることは、UCC九一三一八条の文言からも

明らかな通り、通知の前後を問わず基本契約から生じた事由を、アカウント債務者から譲受人に対して抗弁的に主張することが許されているということである。

次に、GreeneとRoosaの最も顕著な相違点は、UCC九一三一八条a項に基づいてアカウント債務者から譲受人に対して積極的回復を請求することが許されるべきであるか否かということを検討するにつき、Greeneがこのことに関連するエクイティ上の救済に基づいて検討を行っているのに対し、RoosaがUCCの基本原則が経済学的効率性であるとした上で、経済学分析に基づいてこの問題点を検討している点である。おそらく、Roosaの経済学的アプローチからの指摘は、ある種核心を突いていると思われる。確かに、アカウント債務者から譲受人に対して積極的回復のための訴訟を提起し得るとすることは、債権譲渡担保に対する金融機関等の需要を減少させることにつながるといえよう。しかしここで留意すべきであると思われるのは、UCCの基本原則が経済学的効率性であるにもかかわらず、UCC九一三一八条一項の規定が設けられた理由は何であるのか、ということである。たとえば、アカウント債務者から譲受人への積極的回復を否定したとしても、UCC九一三一八条に基づくアカウント債務者から譲受人への抗弁の主張が、譲受人にとつ

ては譲渡のコストとなることは、Roosaも指摘しているとおりであり、このことを起草者が全く認識していなかったとは思われない。とすると、UCCの基本原則である経済学的効率性に反するとしても、アカウント債務者の保護を実現すべきであるとの判断が働いたのではないだろうか。このような前提に立つた場合、Roosaが依拠する経済学的アプローチのみをもってアカウント債務者からの回復請求が否定されるべきではないだろう。また、Greeneが引用するいくつかの裁判例の結論をRoosaが否定していないことにも注目すべきである。Roosaは、Massay-Ferguson 判決及びK Mart 判決について、特殊事情が存在していたことを根拠として、これらの裁判例がアカウント債務者による譲受人への請求を認めたと判断している。⁽¹⁹⁾ここで、これらの裁判例とRoosaが依拠する経済学的アプローチとの関係について見てみると、Massay-Ferguson 判決の事案は、譲受人が、譲渡人とアカウント債務者との売買契約に、この契約締結当初から深く関与しており、譲受人自身も譲渡人の不履行によって生じるリスクを回避し得た事案であって、Roosaの経済学的アプローチの前提を欠くものである。また、K Mart 判決の事案においては、アカウント債務者よりも譲受人のほうが譲渡人の経済的状況をより詳細に判断し得る立場にあったとされ

ており、このことからすれば、アカウント債務者よりもむしろ譲受人のほうがリスクを回避するのに相応しい立場にあったといえ、やはりRoosaの経済学的アプローチの前提を欠く事案であったといえよう。Roosaは、UCC九一八条一項a号のみを根拠としてアカウント債務者が譲受人に対して独立の訴訟を提起することはできないと結論づけているようであるが、このようなRoosaの検討の根拠を欠く事案については、UCC九一三一八条一項a号に基づいてアカウント債務者からの請求が認められる余地は残されているように思われる。

次に、Roosaによって批判されたGreeneの見解について述べておこう。おそらくRoosaのGreeneに対する指摘はおそらく的を射ていると思われるが、Greeneは予め、譲渡人による詐欺またはアカウント債務者の錯誤があった場合という限定を付しており、また、Roosaもこれらに基づく請求を否定する趣旨ではないと思われる。おそらく、担保付取引促進の立場に立つと思われるRoosaと、アカウント債務者の保護を強調する立場に立つものと思われるGreeneの見解が最も相容れない点のうちの一つは、Greeneが、アカウント債務者の支払を譲受人が譲渡人への現在の貸付に充当することを譲受人の状態の変更として認めない点⁽²⁰⁾である。この点については、先に述べた通り

録のみを要求しており、かつ、この登録については些細な誤記であれば許され、また、被担保債権貸付前にこの登録をすることも可能である。他方、我国においては、集合債権譲渡担保権については、従来は民法上の債権譲渡の規定に従っているが、民法が第三者對抗要件として譲渡人から第三債務者に対して通知することを要求していることから、(実際上譲渡人からの委任を受けて譲渡人の代理人として譲受人が第三債務者に通知しているとはいえず)譲渡人の自発的な協力を得なければ、譲受人は第三者對抗要件を具備することができない。また、従来から指摘されているとおり、第三債務者への通知は譲渡人の信用不安を招くことから、譲渡と同時に第三債務者へ通知することは好ましくないとされており、譲受人が譲渡と同時に第三者對抗要件を具備することを妨げられている場合もある。なお、この点、債権譲渡特例法においては登記という形で解決が図られているが、これは譲渡人と譲受人の共同申請によって行われる(債権譲渡特例法五条一項)。

第二に、譲渡債権の特定の問題であるが、UCCの登録制度は、これについてごく概括的な記載で足りるとし、かつ、貸付証書に爾後取得財産に関する記載がなくとも、自動的に当該譲渡人の爾後取得財産に債権譲渡(担保)の効力が及ぶという制

度を採用しており、貸付証書の登録の有効期限は五年間であつて、この登録の更新も容易になし得る。この点、我国においては、第二章で述べたとおり、対象債権の特定が問題とされ、譲渡対象債権について包括的にしか規定していない集合債権譲渡担保契約は許容されておらず、第三債務者・債権発生原因・対象期間等によってある程度詳細な特定をすることが要求されている。このことは、譲渡される債権の性質によっては担保権設定の障害ともなり得る。また、債権譲渡特例法に従った場合、同法は、債権の特定について最終的に法務省令で定めるとしているが(同法五条六号)、現段階で詳細は明らかではないものの、この法務省令も将来債権を特定する事項として、債務者及び原債権者の氏名・住所等・債権の見積額・債権の発生原因等をその内容とすることを予定している。⁽²⁰⁾更に、集合債権譲渡担保契約が有効とされる期間について、向う一年間に発生する債権について有効であるとされることは判例上明らかであるが、それ以上のことは不明確であるというのが我国における判例の現状である。なお、先に述べた通り、債権譲渡特例法においては、原則として、債権譲渡登記の存続期間の上限を五〇年としており(五条二項)、この点については解決が図られている。

2. 集合債権譲渡担保とアカウント債務者との関係―その一
譲渡禁止特約の効力

第三債務者と譲受人との関係について、UCC第九編と日本民法の規定で大きく異なっているのは、債権譲渡禁止特約の取扱いである。我国の民法及びこれに関する判例が、四六六条二項で譲渡禁止特約はこれについて悪意又は重過失である譲受人に対して有効であるとするのに対し、UCCは、譲受人が譲り受けた当該債権が譲渡禁止特約付であるか否かを調査することによって生じるコストを減じることによって債権譲渡担保において譲受人が負担しなければならないであろう契約コストを減じることを意図して、譲渡禁止特約に対する譲受人の善意悪意を問わずこれを一律無効とする規定を置いている（UCC九―三―一八条四項）。従って、この点についても、UCC第九編の方が譲受人に有利な規定であるといえる。

なお、債権譲渡特例法については、この法律は、「債権譲渡がされた場合の對抗要件についての特例を定めるものであり、譲渡される債権の性質や債権譲渡の有効性に触れるものではない」という立場に立ち、「債権流動化においては、債権譲渡禁止特約が付されていることは流動化に伴うリスクの問題として考えられるべき事項」であるとして、「譲渡禁止特約につ

いて格別の手当てはしておらず、現行の民法規定及びその解釈がそのまま適用されることになる⁽²⁴⁾」。

ただし、後に第三章第一節で詳細について述べるが、譲渡人との契約において、第三債務者が常に譲渡禁止特約を締結し得るわけではなく、従って、我国において譲渡禁止特約が必ずしも第三債務者の自己防衛手段として機能しているとはいえず、また、譲渡禁止特約の効力を否定的に捉えるべきであるといえる場合も存在する。そこで、UCCにおけるアカウント債務者保護に関する規定を参考として、我国においても第三債務者を保護すべき場合が存在するのではないかと思われる。

3. 集合債権譲渡担保とアカウント債務者との関係―その二
アカウント債務者の保護

UCCは、譲渡禁止特約を一律に無効とする（九―三―一八条四項）一方で、アカウント債務者に対して譲受人への直接支払を請求する為には、日本法と同様、アカウント債務者への通知が必要であるとし（同条三項）、アカウント債務者―譲渡人間との契約から生じる抗弁を一切主張しない旨の合意が存在する場合を除き、アカウント債務者から譲受人に対し、この通知の前後を問わず当該譲渡債権の発生原因である基本契約から生じた

抗弁又は請求をアカウント債務者が主張しうる旨規定している（同条一項 a号）。また、アカウント債務者—譲渡人間の契約外で生じた譲渡人に対する抗弁又は請求のうち譲渡の通知を受ける以前に生じたものについてもこれを譲受人に対して主張し得る旨規定している（同条同項 b号）。前者の規定の解釈をめぐり、評価がわかれていることは前節までにみたとおりであるが、この点につき、最低限譲受人の請求に対してアカウント債務者が抗弁的にこれを主張し得ることは認められ、また、アカウント債務者が譲受人に対して既に支払った金銭に対する返還請求をなし得る余地も残されているといえるであろうことも前節までに述べた通りである。

他方、このようなUCCの取扱いと比較し得る日本民法の規定は同法四六八条である。同条によれば、第三債務者が譲渡の通知を受けたに過ぎない場合、第三債務者は譲渡の通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもつて譲受人に対抗し得る（同条二項）。この通知以前に生じた事由のうち第三債務者が譲受人に対して対抗し得るものとしては、債務不成立、無効、取消、同時履行の抗弁権、期限の猶予、契約解除による債権の消滅、弁済・相殺・更改・免除による債権の消滅及び譲渡人に対して有していた反対債権をもって譲受人に対して相殺すること

とが含まれているとされる⁽²⁰⁵⁾。他方で、第三債務者が当該譲渡について異議を留めない承諾をした場合、第三債務者は、譲渡人に対して有していた一切の抗弁を譲受人との関係で対抗できなくなる（同条一項）。

以上の相違点から明らかであるのは、譲受人に対して主張し得る抗弁については、UCC第九編におけるアカウント債務者のほうが、日本民法における第三債務者よりも有利な地位にあるということである。

4. アカウント債務者の弁済に対する救済

アカウント債務者による弁済についてUCCは、アカウント債務者が譲渡の通知を受けた後、譲渡人に対して当該債務の支払を拒むことができ、また、この通知を受けるまでは譲渡人を債権者として取扱うことで足りると規定している。

他方日本民法においては、このことを処理するための特別の規定は存在せず、第三債務者による支払が民法四七八条⁽²⁰⁶⁾という債権の準占有者への弁済にあたるか否かを判断することによって解決が図られることになる。この点に関連して、劣後譲受人に対する弁済に関して民法四七八条を適用した最高裁判決⁽²⁰⁶⁾が存在することから、民法四七八条の要件を満たす限りにおいて、

債権譲渡における劣後譲受人及び譲渡人に対する第三債務者の弁済に救済の余地が残されているといえよう。

5. 集合債権譲渡担保の制度設計のあり方―類型的考察の必要性

以上日本法との比較において、UCCが特徴的である点を更に簡略化して表現すれば、担保契約を促進すべく債権譲渡担保契約締結という入口の場面においては容易にこれをなし得るような制度設計がされているが、担保権実行としてのアカウント債務者への取立の場面に関しては、担保契約の促進という要請にも拘らずアカウント債務者を保護する規定が置かれているということになる。

他方、「はじめに」で述べたとおり、我国においても集合債権譲渡担保に対する需要及び有用性があり、また、これと同様に債権譲渡の仕組を用いた債権の流動化に対する要請も強いが、これまで本節で述べてきたとおり、必ずしもこの要請に応える体制が整っているわけではない。例えば、目的債権の特定・期間等に関する制約及び對抗要件の具備方法の困難性などは「入口」での障害となるといえよう。

ただし今後の展開としては、特定債権法が規定する簡易な対

抗要件具備方法及び債権譲渡特例法が規定する債権譲渡登記などなどによって「入口」における問題のうち對抗要件具備方法に関する点は、解消されるものと思われ、かつ、これらが規定されたことは、集合債権譲渡担保及び債権流動化促進という態度のあらわれであるといえよう。

しかし、担保契約の「入口」について、促進に資する方向で解決を図るのであれば、バランスとして第三債務者の地位に關してもやはり配慮をすべきではないかと思われる。つまり、集合債権譲渡担保及び債権の流動化の促進が図られる時、これらに直接関与しない第三債務者については、できるだけ自己に対する債権の譲渡による不利益を被らないような制度設計が行われるべきではないだろうか。このように考えた時、本章で述べてきたUCCにおける第三債務者の地位に関する規定及びこれに関する議論は、示唆的なものであると思われる。

UCCにおけるアカウント債務者に関する制度設計は、消費者物品売買契約から生じる債権の譲渡における消費者（アカウント債務者）の抗弁放棄の取扱いを除き、第三債務者一般に關して適用される。従って、日本法について、第三債務者が消費者である場合とそれ以外とを区別してUCCとの比較検討を行うことも考え得るが、これまでに集合債権譲渡担保に關して裁

判例その他で述べられてきたことの明確化を試みる為に、我国における集合債権譲渡担保の第三債務者を譲渡債権発生原因である基本契約別に四つに分類して検討を進めることとする。その四類型とは、診療契約・不動産賃貸借契約・継続的売買契約・リース及びクレジット契約である。

このように類型化した場合にUCC第九編と最も深い関連性を有するのは、継続的売買契約に基づく売掛金債権を集合債権譲渡担保に供する場合であると思われる。なぜなら、UCC第九編の制度、特に九一三―一八条に関して問題となる局面が、主に売掛金債権を担保に金融機関が貸付を行ったというものだからである。また、「はじめに」で触れた集合債権譲渡担保への要請の高まりが、UCC制定における動産担保に対する要請の高まりと共通していると思われることもこのように考える理由である。更に、集合債権譲渡担保の第三者対抗要件の具備に関する我国の実務の取扱いでは、譲渡人に対して信用不安が惹起されることを防ぐ為に、譲渡人危機時期まで第三債務者への通知が留保され、このような取扱いが集合債権譲渡担保を不確実なものとしているが、このような取扱いは売掛債権を集合債権譲渡担保の目的とする場合に特に顕著である。そしてこのような問題点の解決についてもUCC第九編の制度設計が参考にな

ると思われる。加えて、売掛金には債権譲渡禁止特約が付されていることも多く、このことと集合債権譲渡担保に対する要請との関係についてもUCC第九編が示唆的であると思われる。

次に、UCC第九編の規定と関連すると思われるのは、リース債権及びクレジット債権を集合債権譲渡担保とする場合であり、クレジット債権についてもこれを第九編の適用対象とする州が存在するからである。我国では、これらの債権のうちの一部は、特定債権法上の特定債権にあたり、同法に基づいて流動化されているが、特償法は簡易な対抗要件具備方法として簡易な公告によるみなし対抗要件制度を規定しており、この点、UCC第九編が貸付証書の登録という簡便な対抗力具備のための制度を規定していることと類似しており、このことからUCC第九編がこれらの債権の譲渡担保の取扱いに対しても示唆を与えるものと思われる。また、先に述べたとおり、アメリカにおいてアカウント債務者が消費者である場合に抗弁放棄条項の有効性に対して配慮がなされていることから、UCC以外の法制度も含めたアメリカにおける制度設計が我国におけるこれらの債権の取扱いと関連性を有すると思われる。

残りの二類型については、アメリカにおいて格別にその取扱

及びこれを取巻く現状が異なっているという訳ではないが、以下の理由からこれらを分けて問題状況を把握し、検討材料としたい。

診療報酬債権を一つの類型とする理由は、我国において集合債権譲渡担保が確実であるとされる期間が一年間であることが、診療報酬債権の譲渡担保に関する裁判例の影響によるものである一方で、この類型的集合債権譲渡担保をめぐる状況が他の類型における状況と比較して特殊なのではないか、と思われるからである。

最後に、賃料債権を集合債権譲渡担保とすることについては、賃借人が第三債務者となることから他の類型とは異なる利益状況が存在するのではないかと思われ、従って、これを一つの類型として検討する。

以上本章で触れたアメリカにおける集合債権譲渡担保、特にUCC第九編と本稿における類型化論との関係について概略したが、次章において各類型特有の問題状況を詳述することとする。

（第二章注）

（52）債権譲渡に関する各国の法制度の概略については、債

権譲渡法制研究会・前掲（注27）三四頁以下参照。なお、各国の資産流動化の動向については、柴田秀樹「海外における金融資産証券化の動向」資産流動化研究第三号（財団法人日本資産流動化研究所・一九九七年）九九頁以下参照。

（53）債権譲渡法制研究会・前掲（注27）三六頁。

（54）ライナー・フランク・滝沢昌彦訳「ドイツおよび他のヨーロッパ法における銀行信用の担保」NBL六〇九号（一九九七年）三七頁

（55）ライナー・フランク・前注三五頁以下。なお、周知のとおり、ドイツ方の債権譲渡制度は、日本法の制度とは異なり、取引安全なり資産流動化・担保化が元来重視されている。この点についての古典的研究として、我妻栄『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣・一九五三年）三一頁以下参照。

（56）ダイイ法の翻訳は、早稲田大学フランス商法研究会「フランスの金融法制（Ⅲ）」比較法学二巻一号（一九八七年）一九八頁以下参照。ダイイ法の解説については、勝悦子「フランスの新銀行法」東京銀行月報三六巻一―号（一九八五年）一五頁参照。また、ダイイ法の立法過程及びこれをめぐる状況については、山田誠一「金融機関を当事者とする債権の譲渡および買入―フランスにおける最近の動向」金融法研究・資料編（六）（一九九〇年）

- 五〇頁及び「個別報告」金融機関を当事者とする債権の譲渡および質入—フランスにおける最近の動向」金融法研究第七号（一九九一年）五七頁参照。さらに池田真朗「海外金融法の動向—フランス」金融法研究第一四号（一九九八年）一四四頁では、ダイイ法に基づく債権譲渡に関する最近の問題状況が指摘されており、ダイイ法に基づく債権譲渡と第三債務者との関係に関する破毀院一九九六年二月—三日判決が紹介されている。
- (57) 山田誠一「海外金融法の動向—フランス」金融法研究三号—一頁。
- (58) ただしUCC九—〇四条f項は「営業譲渡 (sale of the business) の一部となされるアカウントもしくは動産抵当証券（その営業から発生したものに限る）の売買、取立のみの目的でなされるアカウントもしくは動産抵当証券の譲渡、契約に基づく履行をなすべき譲受人に対する当該契約に基づく支払（請求）権の移転、または存在する債務 (indebtedness) の全部または一部の満足 (satisfaction) のための譲受人に対する単一のアカウントの移転」については、UCC第九編を適用しない旨規定している。
- (59) UCC第九編改訂作業についての詳細は、弥永真生「海外金融法の動向—アメリカ」金融法研究第一四号（一九九八年）一二五頁参照。
- (60) GRANT GILMORE SECURITY INTEREST IN PERSONAL PROPERTY 1077, 1087 (Little Brown & Company (Canada) Limited, 1965).
- (61) 大和田実「米国における動産担保法の形成 (2)」法学協会雑誌九五巻四号（一九七八年）七四七頁。ただし、UCC制定の動機となったこのような認識が果して正しいのかどうかについては、アメリカで活発な議論がある。この議論のうち、担保取引が効率的であるということに対する疑問から出発して、担保取引に関して検討を加える議論に関する日本語文献として、沖野眞己「約定担保権の意義と権能—UCC第九編の『効率性』に関する議論の素描—」学習院大学法学雑誌三四巻一号（一九九八年）七五頁がある。なお、この沖野論文は、本稿執筆中において未公表のものであったにもかかわらず、沖野助教の好意によりその原稿をお送りいただいたものである。ここに記して謝意を表したい。
- (62) Official Comment to § 9-101.
- (63) *supra* note 62.
- (64) 輸入業者や卸売業者が融資を受けるための制度であり、商品の title（権原）は金融機関に帰属するが、これらの業者はこれら機関の信託の為に当該商品を保有する旨を記載した *trust receipt* を提出して商品の占有を取得し、これを販売して融資金の返済を行うものである（田中英夫

編『英米法辞典』（東京大学出版会・一九九一年）八六七頁。

(65) 問屋が寄託された商品やその売掛代金に対して有するその手数料を担保するための *lien* という問屋のリーエンを意味することのほか、この制度を応用して金融を行うファクター（在庫資産得や受取勘定を担保として融資を受取る者）が現実には占有していない在庫商品や売掛代金について、それらに対して *lien* を有する旨の公示を行うことによって有するリーエンである（田中英夫編・前注三二八～三二九頁）。

(66) ブラッドフォード・ストーン（渋谷年史訳）『アメリカ統一商法典』（木鐸社・一九九四年）三九一頁。

(67) 大和田実・「米国における動産担保法の形成（一）」法学協会雑誌九五巻二号（一九七八年）三九五頁以下参照。

(68) UCC 第九編制定以前の動産担保法の形成過程についての詳細は、大和田・前掲（注67）二六九頁参照。

(69) 柏木昇・沢木敬郎・（株）日立製作所社長室英米法研究会著『アメリカの担保付取引』（社団法人国際商事法研究所・一九八一年）四頁。

(70) ストーン・前掲書（注66）三九五頁。

(71) GILMORE, *supra* note 60, at 1077.

(72) 前掲（注65）参照

(73) Robert E. Scott, *The Politics Of Article 9*, 80 *VAL. REV.*

1783 (1994), at 1784.

(74) 大和田・前掲（注61）七四七頁。

(75) 現在も改訂作業が進行中であることは本章冒頭部分で述べたところである。

(76) 柏木・沢木・（株）日立製作所社長室英米法研究会・前掲（注69）五頁。

(77) 佐藤・前掲（注27）七七頁。

(78) 動産抵当証券（*chattel paper*）の定義規定であるUCC 九一〇五条一項b号は次のように規定している。

金銭債務および特定物品上の担保権もしくはそのリース権との双方を証する書面または複数の書面をいう。しかし、船舶の使用若しくは賃借を含むチャーター契約書またはその他の契約書は動産抵当証券ではない。ある取引が、このような担保に関する合意書面（*security agreement*）もしくはリース契約書および一通もしくは一連の証券との双方によって証されるときは、これら一群の書面が一带として動産抵当証券になるものとする。

なお、本稿におけるUCCの日本語訳は、基本的に柏木・沢木・（株）日立製作所社長室英米法研究会・前掲書（注69）一三三頁以下に依拠している。

(79) 正式には、UCC 第九編第一章六条である。以下本稿におけるUCCの条文の表記方法は、この方法によるものとする。

- (80) ストーン・前掲書(注66)四〇五頁。
- (81) 81 §§ 9-303, 304.
- (82) 佐藤・前掲(注27)八一頁。
- (83) 83 §§ 9-204 Comment 5, 9-402 Comment 2.
- (84) ストーン・前掲書(注66)四二八頁、§9-402 Comment 2.
- (85) 角紀代恵「アメリカ合衆国における債権譲渡と對抗要件—UCCファイル制度と本邦への導入可能性—」ジュリスト一〇四〇号(一九九四年)三三三頁。
- (86) 佐藤・前掲(注82)八一頁。
- (87) §9-402 Comment 9.
- (88) Industrial Machinery, Inc. v. Laper Bank trust Company, 540 N.W. 2d 781 (Mich. App. 1996), First National Bank of Lacon v. Strong, 663 N.E. 2d 432 (Ill. App. 1996). これら二件の判例は、弥永真生「海外金融法の動向—アメリカ」金融法研究一三号(一九九七年)一一三頁に紹介されている。
- (89) §9-403 (3). 柏木・沢木・(株)日立製作所社長室英米法研究会・前掲書(注69)三九頁。
- (90) このようなUCCの制度設計は、アカウントの譲渡担保契約締結自体を容易にするものであるが、実際に第三者に対する對抗関係について調査しようとする場合には、法律事務所に依頼して代理人を雇う必要性があり、結果として譲渡担保契約全体に対するコストが高価になっていくと指摘されている(Peter A. Alces, *Abolish the Article 9 Filing System*, 79 MINN.L.REV. 679 (1995)). また、角紀代恵教授は「アメリカにおいて私的信用情報組織が発展しているにもかかわらずそれでもなおUCC第九編の制度化において予測不可能な第三者に譲受人が劣後する可能性が存在することからUCC第九編の登録制度に対して懐疑的な立場を主張する文献を挙げた上で、「(アメリカの)登録制度の日本法への導入に際しては、単に、制度自体の検討だけではなく、それを支える信用情報をめぐる制度やその実際の機能についても、十分な検討を行うことが必要であろう」と指摘する(角・前掲(注85)三四頁)。
- (91) この点からいえば、UCCは譲渡債権に対する利害関係人間の利益保護という観点よりも、金融取引の促進という観点に重きを置いたと判断できよう。なお、UCC第九編制定過程におけるこのような価値判断の形成過程については、Scott, *supra* note 73 参照。
- (92) §89-204, 303 (1), ストーン・前掲書(注66)。
- (93) §89-303, 305.
- (94) なお、先に触れた債権譲渡特別法は、UCCと同様にこれらを分離し、対第三者對抗要件具備方法として登記を要求しており、他方第三債務者に対する関係については従来の民法上の債権譲渡と同様に第三債務者に対する

通知を要求している。

(95) 九一三—八条

(一) 九一—二〇六条において定められているように、アカウント債務者が、売買から生ずる抗弁または請求を主張しないという趣旨の強制力のある合意をしていない限り、譲受人の権利は、以下の各号に従うものとする。

(a) アカウント債務者と譲渡人との間の契約におけるすべての条項及びその条項から生ずる抗弁又は請求。

(b) アカウント債務者が譲渡人に対して有するその他の「(II (a)項で示されている以外の」抗弁または請求であったアカウント債務者が譲渡の通知を受領する以前に生じたもの。

(二) 譲渡された契約に基づく支払請求権またはその一部が履行により完全には得られていない限り、譲渡の通知がなされていても、アカウント債務者が別段の約定をしている場合を除き、誠実かつ合理的な取引の基準に従ってなされる契約の変更又は更改は、譲受人に対しても効力を有するが、譲受人はこの変更又は更改が譲渡人による契約違反 (breach) となる旨を譲渡契約において定めることもできる。

(三) 弁済期が到来しているか又は将来到来する金銭が譲渡された旨及び支払は譲受人になされるべき旨の通知を受領するまで、アカウント債務者は譲渡人に「自己の

債務を」支払うことができる。譲渡された権利が合理的にみて特定されているとは認められないような通知は無効である。アカウント債務者から要求がある場合譲受人は、譲渡がなされたことの合理的証明を適時になさなければならず、この証明がなされない限りアカウント債務者は譲渡人に支払うことができる。

(四) アカウント債務者と譲渡人との間の契約条項でアカウントの譲渡を禁止するもの、弁済期が到来しているか若しくは将来に到来する金銭を目的としてその他の無形財産上の担保権を設定することを禁止するもの、またはそのような譲渡若しくは担保権設定に対するアカウント債務者の同意を要求しているものは、効力を生じない。

(96) GILMORE *supra* note 60, at 1088.

(97) *Ibid.*

(98) *Ibid.*

(99) *Ibid.*

(100) *see also* GILMORE *supra* note 60, at 1089.

(101) アカウント債務者—譲渡人間の契約の変更又は更改の「誠実かつ合理的な方法」については、Producers Cotton Oil Co. v. Amstar Corp., 197 Cal. App. 3d 638, 242 Cal Rptr. 914, 5 UCC 2d 32 (1988).

(102) §9-318 Comment 2.

(103) *Ibid.*

- (104) *Ibid.* JAMES J. WHITE & ROBERT SUMMERS, UNIFORM COMMERCIAL CODE (Fourth Edition, WEST PUBLISHING CO. 1995) at 400.
- (105) *supra* note 102. WHITE & SUMMERS *supra* note 104, at 408.
- (106) WHITE & SUMMERS *supra* note 104, at 408.
- (107) *supra* note 102.
- (108) *Badson v. Village of Ulysses*, 155 Neb. 492, 52 N.W. 2d 320 (Neb. 1952).
- (109) *In re Texas Research*, 862 F.2d 1161, 1163-64. FDIC v. *Registry Hotel Corp.*, 639 F.Supp. 812, 815.
- (110) WHITE & SUMMERS *supra* note 104, at 408.
- (111) WHITE & SUMMERS *supra* note 104, at 410.
- (112) *see* WHITE & SUMMERS *supra* note 104, at 410 n65.
- (113) *Id.* at 411. *Robert Piker's Truck & Trailer Repair, Inc. v. Speer*, 722 S.W.2d 45, 48 (Tex.App. 1986).
- (114) *Ibid.*
- (115) 九一五〇二条は、譲渡人—譲受人間の関係についての規定であって、どのような場合に譲受人がアカウント債務者に対して譲渡を通知し得るかのついて定めた規定である。
- 九一五〇二条一項
 担保権者は「譲受人がアカウント債務者に対して任意に譲渡の旨を通知し得るといふ」合意がある場合、または
- 〔譲渡人による〕不履行がある場合にはアカウント債務者または証券上の債務者に対して譲渡人が担保の対象となっている債権をそれまで取立てていたかどうかに関係なく〔譲受人〕自らに支払うべき旨を通知する権原を与えられ、また、UCC九一三〇六条に基づき、担保権者が権原を与えられている処分収入を支配下におくことができる。
- (116) 53 Ohio St. 2d 108, 372 N.E. 2d 602 (Ohio 1978).
- (117) WHITE & SUMMERS *supra* note 104, at 412.
- (118) §9-318, Comment 4.
- (119) 九一三〇六条（譲受人に対しては抗弁を主張しない旨の合意、担保に関する合意が存在する場合の売買に基づく保証責任の変更）は次のように規定する。
- （一）買主または賃借人 (lessee) が、売主または賃貸人 (lessor) に対して請求 (claim) または抗弁 (defense) を有することがあっても、これを「売主または賃貸人からの」譲受人に対しては主張しない旨の買主又は賃借人の合意がなされたときは、UCCコマーシャル・ペーパー編〔第三編〕に基づく流通性ある証券の正当所持人に対して主張できる種類の抗弁を除き、誠実 (good faith) であってかつ請求若しくは抗弁の存在を知らずに、対価を支払うことによる譲渡を受けた譲受人は、そのような合意を「自らに対して」強制力のあるものとすることがで

きる。ただし、消費者向け物品の買主または質借人のために、異なった規則を確立している制定法又は判例法がある場合には、それに従うものとする。買主が単一の取引の一部として流通性ある証券と担保に関する合意書面の双方に署名したときは、このような合意をなしたものとす。

(一) 売主が物品上に売買代金担保権を保有するときは、売買及び売主の保証 (warranty) の否認、制度もしくは変更につき、UCC 売買編 (第二編) が適用されるものとする。

(120) WHITE & SUMMERS *supra* note 104, at 400.

(121) 16 C.F.R. §43.

(122) *Ibid.*

(123) 例えは、Holt v. First Nat. Bank, 297 Minn. 457, 214 N.W. 2d 698 (Minn. 1973) においては、消費者物品契約における放棄条項を禁止する州法の採択に先んじてされた放棄条項が非良心的なものではないとして有効とされた。これに対し Fiarefs Credit Corp. v. Donnelly, 158 Conn. 543, 267 A. 2d 547 (Conn. 1969) においては、消費者物品条件付き売買契約が、公序良俗に反して無効であるとされた。

(124) 16 C.F.R. 43 et seq.

(125) 佐藤・前掲 (注27) 八五頁。

(126) WHITE & SUMMERS *supra* note 104, at 400.

(127) §9-318 Comment 1.

(128) GILMORE *supra* note 60, at 1089.

(129) Stewart P. Greene, *Affirmative Recovery Against Assignees under Section 9-318 (1) (a) of the Uniform Commercial Code*, 51 GEO. WASH L. REV. 465 (1983) at 465.

(130) WHITE & SUMMERS *supra* note 104, at 401.

(131) *Ibid.*

(132) *Ibid.*

(133) (b) 項の規定も「抗弁または請求」という文言を用いているが、(c) 項は譲渡通知以前に生じたものに関する規定であり、日本法と比較した場合に制度設計が顕著に異なる訳ではなからうから、本稿では検討しない。

(134) §9-318 Comment 1.

(135) 159 Ohio St. 423, 112 N.E.2d 636 (Ohio, 1953).

(136) UCC の主要な起草者のうちの一人である。

(137) RESTATEMENT OF CONTRACT §167 (1).

(138) GILMORE, *supra* note 60, at 1089.

(139) *Ibid.*

(140) *Ibid.* at 1090.

(141) *Ibid.*

(142) *Ibid.* at 1091.

(143) 496 P. 2d 1016 (1972).

(144) 567 P. 2d 440 (Mont. 1979).

- (145) 29 UCC. 701 (Pa. Ct. Common Pleas 1980).
- (146) 496 P. 2d 1016,1018.
- (147) 496 P. 2d 1016,1019.
- (148) 496 P. 2d 1016,1017.
- (149) 496 P. 2d 1016,1018.
- (150) 567 P. 2d 440,440.
- (151) 担保不足金判決とは、担保物の処分代金が、支払われべき債務額に不足する場合に、その不足額について担保権設定者に対して人的責任 (personal liability) を負担させる判決である (田中編・前掲書 (注64) 一四〇頁参照)。なお、この事案においては、アカウント債務者がこのように担保権設定者にあたる。
- (152) 567 P. 2d 440,441.
- (153) Grant Gilmore, *The Assignee of Contract Rights and His Precarious Security*, 74 YALE L.J. 217,235 n.35 (1964 - 65).
- (154) 567 P. 2d 440,442.
- (155) 567 P. 2d 440,445.
- (156) 666 F. 2d 673,677 (1st Cir.1981).
- (157) 666 F. 2d 673,675.
- (158) 666 F. 2d 673,677.
- (159) *Ibid.*
- (160) 666 F. 2d 673,678.
- (161) *Id.*
- (162) 666 F. 2d 673,678 n2.
- (163) 263 Ark. 1, 562 S.W. 2d 74.
- (164) 666 F. 2d 673,679,quating *Id.* at 77.
- (165) 666 F. 2d 673,678 n2.
- (166) 287 N.W. 2d 614 (Minn. 1979).
- (167) Greene, *supra* note 129, at 473.
- (168) Greene, *supra* note 129, at 466.
- (169) *Ibid.*
- (170) Greene がこのような文脈で Gilmore の見解を引用していることから、Greene は Gilmore 教授がアカウント債務者から譲渡人への請求を認める趣旨であったとの前提に立つて議論を展開しているものと判断し得る。see Steven B. Roosa *infra* note 180. at 301.
- (171) Greene, *supra* note 129, at 470-471. RESTATEMENT OF RESTITUTION (1937) at 26-27.
- (172) 112 N.E. 2d 636,645.
- (173) 29 U.C.C. Rep. Serv. at 704.
- (174) 666 F. 2d at 678-679.
- (175) Greene, *supra* note 129, at 473-474.
- (176) *Id.* at 475.
- (177) *Ibid.*
- (178) *Ibid.*
- (179) *Id.* at 475-76.

- (180) Steven B. Roosa Section 9-318 *The Uniform Commercial Code And Certain A Priori Notions* 28 RUTGERS L.J. 301 (1996).
- (181) Roosa *supra* note 180, at 301.
- (182) 567 P.2d at 444.
- (183) Roosa *supra* note 180, at 303.
- (184) Roosa *supra* note 180, at 304.
- (185) Greene *supra* note 129, at 470 (quoting Grant Gilmore, *supra* note 153, at 235 n.35 (1964)).
- (186) Gilmore, *supra* note 153, at 230.
- (187) Roosa, *supra* note 180, at 305.
- (188) Roosa, *supra* note 180, at 306.
- (189) 666 F.2d 683.
- (190) Roosa *supra* note 180, at 307.
- (191) *Id.* at 308.
- (192) 原文では、“elasticity of demand”であるが、おそらくこゝでは“price elasticity of demand”（需要の価格弾力性）の意味で使われているものと思われる。ちなみにこの「需要の価格弾力性」とは、価格の変化によって需要量がどれだけだけ変化するかを示す指標であり、価格の変化率で需要の変化率を割った価値をいい、需要の弾力性が1より大きいとき、この財の需要は弾力的であるといい、これが1より小さいときは、被弾力的であるという（金森久雄編『経済用語辞典（第三版）』（東洋経済新報社・一九九一年）一四六頁）。
- (193) Roosa *supra* note at 310.
- (194) *Ibid.*
- (195) *Id.* at 311.
- (196) Roosa *supra* note 180, at 308
- (197) Roosa *supra* note 180, at 300-301.
- (198) 567 P.2d 440, 441.
- (199) 29 UCC 701, 705.
- (200) Roosa, *supra* note 180, at 303-304.
- (201) Greene, *supra* note 129, at 476.
- (202) Greene, *supra* note 129, at 475.
- (203) 法務省民事局参事官室・第四課編・前掲書（注41）八三頁。
- (204) 法務省民事局参事官室・第四課編・前掲書（注41）二九頁。
- (205) 奥田・前掲書（注24）四四〇頁、平井宣雄『債権総論』（弘文堂・一九八五年）一〇〇頁。なお、前田達明『口述債権総論（第三版）』（成文堂・一九九三年）四〇八頁は、期限の猶予以外をこの通知又は承諾以前に生じた事由及び対抗することを得べかりし事由としてあげており、我妻・前掲書（注14）五三五頁は、これに相殺が含まれることを前提に議論を進めている。

(206) 最判昭和六一年四月一日民集四〇卷三号五五八頁。

ただし、判決は「債務者において、劣後譲受人が真正の債権者であると信じてした弁済につき、過失がなかったというためには、優先譲受人の債権譲受行為又は對抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど、劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当のり湯があることが必要である」とした上で、当該事案においては、この相当の理由が不存在であるとして、第三債務者から劣後譲受人に対してした弁済が民法四七八条にいう債権の準占有者に対する弁済にあたらないとしている。